

令和2年12月清須市議会定例会会議録

令和2年12月3日、令和2年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	栗本和宜
健康福祉部 長	河口直彦
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤邦夫
総務部次長兼財政課 長	岩田喜一
総務部次長兼財産管理課 長	飯田英晴
総務部次長兼収納課 長	三輪好邦
市民環境部次長兼産業課 長	石田隆
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	加藤久喜
建設部次長兼土木課 長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川久高
総務部 参事	山下雅也
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	榎本雄介
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長
高 齢 福 祉 課 長
健 康 推 進 課 長
上 下 水 道 課 長
新清洲駅周辺まちづくり課長
会 計 課 長
学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 課 長
学校給食センター管理事務所長

鹿 島 康 浩
古 川 伊 都 子
寺 社 下 葉 子
菅 野 淳
前 田 敬 春
平 野 嘉 也
吉 野 厚 之
辻 清 岳
浅 野 英 樹
吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
議 事 調 査 課 長
議 事 調 査 課 係 長
議 事 調 査 課 主 査

浅 田 克 幸
高 山 敬
鈴 木 栄 治
鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 13名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

おはようございます。

令和2年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る11月20日までに11人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、野々部議員の質問を受けます。

野々部議員。

< 10番議員 (野々部 享君) 登壇 >

10番議員 (野々部 享君)

皆さん、おはようございます。

議席番号10番、野々部 享でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、大きく2点でございます。

まず、1番目、災害時応援協定についてお聞きいたします。

大規模災害発災時、庁舎・公共施設が損壊したり、職員も負傷し、また、自宅が被害に遭った場合には速やかに登庁することができません。また、大事なライフラインや情報通信網が途絶えることにより、災害対応能力は著しく低下し、十分な復旧・救助活動ができなくなる事態が生じます。

そのような状況下、自治体と民間事業者との応援協定は、医療救護・物資供給・緊急輸送・避難収容・情報通信・ライフライン復旧など多岐にわたっております。民間事業者には自治体にはない専門的なノウハウ・機材等を有していることから、様々な分野の業者と締結しておく必要があります。しかしながら、災害時応援協定を締結していても、必ずしも締結事業者の協力が得られるとは限りません。大規模災害では災害時応援協定がスムーズに機能しない事態も想定され、「協定の実効性の確保」が課題であると言われております。

実際、東日本大震災では自治体自身が被災し、支援の要請や支援の受入れが思うようにできず、災害対応業務に支障が生じた事例や各部署間で調整がとれず、ばらばらで支援を要請した結果、逆に支援を受けることができなかつた状況があったようです。また、協定を締結している事業者が被災し、締結していた協定が履行できなかつたという場合もあります。想定以上の災害が発生した場合には、許容オーバーで活動に支障が生じる場合もあります。本市では、10月の機構改革で危機管理部が設置され、地域防災計画に基づいて地域の災害予防・防災活動に総合的かつ計画的に取り組んでみえると思います。そのため、災害が発生した場合には、指揮命令系統も一本化され、迅速に対応できると期待しております。

そこで、お伺いいたします。

- ①本市と民間事業者との協定状況は。
- ②自治体間の相互応援協定の状況は。
- ③応援協定の今後の課題は。
- ④応援物資・応援ボランティアの受入体制とその課題は。

大きく2番目です。コロナ禍における避難所についてお聞きいたします。

大規模な自然災害が各地で多発する昨今であります。以前の避難所は1人当たり畳1畳約1.6平米で雑魚寝が当たり前で、避難さえできれば少しぐらいの我慢は仕方ない、プライバシーがないなどと言っていられない状況でありました。しかし、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、多くの住民が押し寄せる避難所で3密をどのように回避するか、また、いかにボランティア活動・災害医療体制を構築するかが重要であります。

内閣府ではコロナウイルス対策として、一家族9平米で一、二メートルの間隔を空けることを推奨しています。このようにスペースを広く取れば収容人数が以前の半分近くに減少し、今まで以上の避難所を開設することが必要になってまいります。そのため、自宅や親戚・知人宅、ホテルや旅館などに避難する分散避難を推奨する傾向にあります。また、集団感染のリスクを避けるために、ボランティアの縮小・自粛を余儀なくされる場合も想定され、今まで以上に復旧が長期化することも懸念されます。時として安全とされていた避難施設・避難経路が被災してしまう可能性もあります。二次災害を避けるべく、市民の皆様が適切に避難の判断ができるために、市として、迅速かつ的確な情報を発信する必要があると思います。

そこで、お伺いいたします。

①コロナ禍における収容人数についての考えは。収容人数は減ると思われますが、その対策はどうか。

②大震災時の避難所の開設判断と開設後の対応は。また、市民への周知方法はどうか。以上お聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、1の①の質問についてお答えいたします。

本市では、食料や飲料水、生活必需品等に関するもの、ライフラインに関するものなどを中心に、約70の民間事業者と協定を締結しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、協定を結んでいる事業者って、他の地区なんかで一度広報や何かで開示しているところもあるんですけど、今、清須市としては公表はしていないんですね。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

災害時応援協定を締結している事業者の一覧というものは公表しておりませんが、新たに協定を締結した場合などにおいては、広報紙や市ホームページに掲載するとともに、報道機関に情報提供をしているところがございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

毎年のように被害想定が見直されている中で、災害時の応援協定を1回締結するだけではなくて、事業者と密接にコンタクトを取りながら内容の見直しを図っていく必要があると思うんですけど、そこら辺はどうでしょう。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

災害時応援協定の内容の見直し等について、例えばですね、支援物資の保管や配送支援のようなものにつきましては、事業者との訓練の調整があると考えております。訓練を通じて事業者と協定内容の検証をしたり、あとはコミュニケーションを取ることができる機会でもあると思いますので、これらに関する他の自治体の取組なども研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

日頃の担当者間の意思の疎通というのが特に民間事業者は大事だと思うんですけど、できれば定期的に話合いというのは必要になると思うんですけど、そこら辺、今、定期的な話合いというのはしてみえるんですか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

その定期的な話合いというのは、今後またコンタクトを取りながら検討していきたいと考えて

おります。

以上です。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

民間事業者と市との協定、お互いにウィンウィンの関係で、ある程度こういう締結に際してメリットというのなければ民間事業者も来てやっていただけないと思うんですけど、そこら辺は民間事業者のメリットというのは、締結すると、ある程度あるんでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

民間事業者の主なメリットとして考えられるものは、社会貢献をする事業者としてのイメージアップが図られることと、特に建設事業者につきましては、本市の総合評価、落札方式におけます評価項目におきまして地域精通度・貢献度というものがありまして、本市と防災協定を締結しておりますと加点がされるということになっております。

また、一般的に入札に参加する際の資格審査における審査資料になります経営事項審査の評点に加点されるということなどが挙げられると考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今までそういう業者と現実には今の評価方式で今、数字的に出ているところはある。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

こちらに関しては、こういった加味をされている部分はあるかと思えます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

次のほうをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えをいたします。

自治体間の相互応援協定につきましては、県内では瀬戸市や春日井市を始めとした東尾張地区10市町と西尾張地区の稲沢市、あま市の2市と締結しています。また、県外におきましては、宮城県東松島市や東京都羽村市を始めとした7市町と締結をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、東尾張地区と言われたんですけど、たしか平成29年に応援協定締結をしてみえるんですけど、その内容というのはどんな内容になっているんですか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

愛知県東尾張地区における災害時応援協定の内容でございますが、食料・飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、応急復旧活動等に必要な職員の派遣、ボランティアのあっせん、応援可能市の管理する住宅等への被災者の受入れといった6項目からなっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今の東尾張地区というのは、平成29年に締結されてからなんですけど、毎年話し合いというのは、この協定はあるんですか。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

協定といいますか、定期的に会議があります。東尾張地区の担当者が集まって、そういった会議は開かれております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

これは市長じゃなくて担当職員が定期的に話し合いということですか。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

次のほうをお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、③の質問についてお答えいたします。

災害時応援協定の今後の課題としましては、協定内容に基づく訓練を実施し、その実効性の検証を行い、改善が必要な点やコロナ禍の対応等について検討するなどが挙げられます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

協定を締結した相手のほうからの応援要請について、これからせっかく危機管理部ができたので、今までは結構ばらばらで要請というのがあったと思うんですけど、危機管理部ができて一本化されるということが、これから必要だと思います。民間事業者と自治体間でいろんな状況、事態が想定されると思うんですけど、せっかく危機管理部ができた力を遺憾なく発揮して今後に備えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、④の質問についてお答えいたします。

本市の支援物資供給方法である拠点配布方式は、1か所で支援物資の管理・保管を行いますが、保管場所が不明瞭にならないようにするため、仕分管理方法の確立が課題であり、関係部署と調整していきます。

また、ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置して行いますが、業務を円滑に行うために、引き続き、市総合防災訓練などにおいて訓練を実施してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、拠点配布方式によって1か所で集中させると言われたんですけど、それは場所的にはどこになりますか。今はもう決まっているんですよね。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

本市におきます支援物資の集積配送拠点は新川地域文化広場を指定しておりますが、これを補完する形でキンピール株式会社名古屋工場他2社の敷地の一部を集積配送拠点とする協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

その場所が確保できるのは、災害によってもいろいろあるんでしょうけど、そこで間に合いそうですか。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

災害状況にもよりますが、こちらのほうで確保はできるかというふうに考えております。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

本当にね、災害時、円滑に対応できるように、いろいろ日頃からお願いしたいんですけど、ボランティアのほうも一気にいろんな地区からおみえになると思いますので、ボランティアの個々のスキルと市のニーズがうまくマッチングしないと幾ら来てもらっても無意味になっちゃいますので、社協もいろいろ防災訓練をやってみえると思いますので、その辺もしっかりと日頃から訓練していただいて、うまくマッチングして、ボランティアが有効に活用できるようによろしくお願いいたします。

次のほうをお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、2の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、2の①の質問についてお答えをいたします。

コロナ禍における指定避難所の収容人数は、地域防災計画による1人当たりの居住スペース3平方メートルに加えて、避難者間1メートルを確保するという考えに基づき想定をすると、通常収容人数の約6割となります。指定避難所で収容できない場合は、その対策として、公民館、児童館、幼稚園、保育園等の市の管理施設などを避難所として活用いたします。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今いろいろ言われたんですけど、本当に大きな災害が起きたときには、近くの避難所がいっぱいになっちゃって収容し切れないということで、一旦、避難所へみえた方も、他の離れた避難所へ回っていただくというのは現実的には難しいと思うんですけど、そこら辺、補完する役割を担う避難所というのを日頃からしっかりとつくっていただくということが必要だと思うんですけど、私たちの自主防災もいろいろ近くのマンションとか、そういうところでも協力を願ってやってるわけなんですけど、本当に一時的で、後は原状復帰して、なるべく早く退却するというふうで交渉はしているんですけど、清須市の場合としても、マンションや大型店舗や何かに自主防災や自治会と代わりでね、市が管理者と締結を結んでもらうという、そのような方法というのは取れないんでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

本市のスタンスとしましては、市が直接、自主防災会や自治会の代わりにマンションや大型店舗などの管理者と協定を結ぶのではなく、あくまでも自主防災会等が主体となって行う協定が円滑に進むように協定書作成等のサポートをする立場をとっております。

これはマンションや大型店舗等を実際に利用するのは自主防災会等の皆さんでございまして、その管理者の方へ市がサポートをしながら、自主防災会等が直接交渉をしていただくことで、顔の見える関係づくりがしやすくなるというふうを考えるためでございます。日頃からそういった良好な関係を構築することで災害時の円滑な施設利用につながっていくと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

そこら辺も清須市も積極的に関わっていただいて、大きな災害のときには対応できるようによろしく願いいたします。

次へ行ってください。

議長（成田 義之君）

最後に、②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えいたします。

本市は、震度5弱以上の地震が起きた場合に災害対策本部を設置し、非常配備体制を取り、必要に応じて避難所へ職員を派遣します。地震時における避難所の開設につきましては、原則として職員が避難所の安全確認を行った上で実施いたします。

さらに、避難所開設後の対応につきましては、コロナ禍における避難者の感染症予防など衛生環境の徹底、健康状態の確認、体調不良の方や要配慮者用の専用スペース確保などの対策を行います。

なお、市民への避難所開設状況の周知方法としましては、防災行政無線、すぐメール、市ホームページ、報道機関への情報提供など、複数ある手段の中で、災害時の状況により使用可能なものを全て駆使し、周知することとしております。また、それに加えて、市政推進委員への連絡も行います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

日頃、清須市も平時のときなんですわ、災害時の緊急参集訓練かな、そういうのをいろいろやってみえたり、この間の防災訓練のときでも、避難所には担当職員さんがみえていろいろ訓練をやってみえるみたいなんですけど、実際、大震災が発生した場合に、避難所の開設とか判断とか、そちらのほう、また市の職員さんが本当にスムーズに避難所に来て開設というのはどう考えてみえますか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

避難所の開設につきましては、避難所安全チェックリストにより施設の点検をし、安全確認を行った上で決定することとしておりまして、原則として、避難所配備職員をそれぞれの指定避難所へ配置することとなっております。

しかしながら、大災害時には避難所配備職員が参集できないことも考えられます。その際には、

その他の職員や施設管理者にて補完することとしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

開設もいろいろあると思うんですが、台風や水害の場合というのは、逐一情報が入ってきて、避難所の準備も心の準備、いろんな準備もできると思うんですけど、大震災が発生した場合には市民の皆さんも一気に避難所に集まってみえる、そのときに、市の職員がみえなくて避難所の開設がまだできてなかったって問題になると思うんですよね。そういうときのために、可能かどうか分からないんですけど、完全に避難所が危ない状態なら駄目なんですけど、避難所がまだ十分使えるようなときで職員がみえないときのために、使うことはまずないし、使わないほうがいいに決まっておるんですけど、地域の誰か代表の方に鍵をお渡ししておいて、事があったときに保険を掛けておくためにそういうことをやっていただきたいなと思います。それは私からの要望として、今後の課題でお願いしたいと思うんですけど、こちら辺はまたよろしくお願ひしたいと思います。

私は以上で終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

以上で、野々部議員の質問を終わります。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 9番議員（飛永 勝次君）登壇 >

9番議員（飛永 勝次君）

議席9番、飛永勝次でございます。

ただいま議長よりご許可頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは大きく2点でございます。

まず、1点が重層的支援体制整備事業の取組についてでございます。

我が国では少子高齢化・人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う「8050問題」、介

護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、ごみ屋敷、虐待、孤独死など新たな課題が表面化をしてきています。このような課題は、従来の介護・障がい・子育てなど、制度・分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされた挙げ句何も解決できないという事態が発生をしております。このような状況を放置してはいつまでたっても、地域共生社会の実現も全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定をされております。これを受け、先の国会、6月議会になりますけれども、次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設をされることとなっております。これは6月に公布をされまして、令和3年4月に施行というものが決まっております。

その3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援であります。

福祉の窓口は、高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで「65歳以上の人しか支援できない」と言って断ることなく、受け止め、必要な支援につなぐ。相談を断らない、たらい回しにしないということであります。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携をして、家族全体が抱える課題を解決していきます。

ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につながれないことも多々あります。そうした場合も伴走型で、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながら、つながりを持ち続け、課題を一つひとつ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待をされております。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための「参加の支援」です。

仕事をしたり地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に農作業をしたりするといった支援も想定をされております。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利

用して、社会とのつながりを回復することが参加支援であります。

そして、3つ目が「地域づくりに向けた支援」です。

子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ私たち公明党が長年推進してきた「断らない相談支援」であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信をしております。

また、今回のコロナ禍で、改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートします。

そこで、以下質問いたします。

①来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、どう取り組むお考えか、お伺いいたします。

②コロナ禍において、現在、生活に関わる支援が実施をされ、当局にあっては市民の窮状に対して迅速で的確な対応を行っていただいているところです。生活保護、住まい確保のための家賃支援、緊急小口資金の貸出し、各々について申請件数と支援件数を今年度現在までと昨年度同月までの件数をお伺いいたします。

③事業実施に当たり、市役所内の関係各部署の連携体制、すなわち庁内連携体制が何よりも重要であり、そのためにはトップのリーダーシップが不可欠です。この事業のモデルとなる豊中市では、この8月1日、市長のリーダーシップで、介護、障がい、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など多機関連携体制を構築するためのプロジェクトチームを立ち上げ、事業の実施に向け準備していくこととなったと伺いました。本市においても、市長のリーダーシップで、今こそ市役所が先頭に立ってこの事業に積極的に取り組み、コロナ禍においても誰一人置き去りにしないという姿勢を示していくべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

④庁内のみならず、庁外との連携体制も極めて重要です。市役所を中心に各支援機関、地域住

民などを含め市区町村全体での包括的支援体制整備が必要であり、その体制整備に当たっては関係機関等と地道に議論を積み重ね、意識の共有を図り、ワンチームになることが必要です。神奈川県座間市では市役所が中心となって、「チーム座間」を結成し、社会福祉協議会、ハローワークの担当者らが参加し、弁護士も交え課題の共有や支援の方向性を決めています。こうした取組を本市においても実施していくことが必要と考えますが、お考えを伺います。

⑤この新たな事業の成否を左右するのは支援を担う人材であります。人材の育成・確保、専門性の向上・処遇改善を図り、支援者を孤立させない、バーンアウトさせない取組が必要であります。本市としてどう取り組んでいくお考えか、また本市の現状についての認識と併せてご見解をお伺いいたします。

⑥私たち公明党は、来年度予算において重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、来年度の予算の骨格を示す経済財政運営と改革の基本方針2020、いわゆる骨太の方針において「地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築」という文言を明記させ、必要な予算を確実に確保することを強く要望しております。本市においてもこの新たな事業を実施するにあたって必要な事業費を確保すべきと考えますが、お考えを伺います。

大きく2番目、不払い養育費の対策。

子どものための養育費を離婚相手から受け取れないために貧困に陥るひとり親世帯は厚生労働省の定める相対貧困率によると、母子家庭では半数が貧困状態であるとの結果が出ています。こうした中、本年7月には公明党の主張で、問題解決に向けた第一歩として、政府の来年度予算編成の指針となる「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）などに対策が明記をされました。

子どもの生活の安定を経済的にサポートするための養育費は、親としての責任であることは言うまでもありません。離婚の際に夫婦が協議で定めるべき事項の1つとして、民法には養育費が明示をされています。しかし、現実には「逃げ得」と言われる不払いが横行し、一般に父子世帯に比べて収入水準が低い母子世帯にとって、貧困の大きな要因となっています。

こうした中、本年4月には改正民事執行法が施行され、債務者の申立てにより裁判所が情報の開示を求める「第三者からの情報取得手続」が新設をされ、預貯金や不動産などの資産の把握、また勤務先の把握が以前と比較して容易になり、より速やかに差押えをすることが可能となっています。

このように社会問題化している貧困から子どもたちを守るため国は法改正によって問題の解決

に向け取組を進め、さらに現場の状況調査を行い、実効力のある施策を模索しています。

また一方で、兵庫県明石市は独自に、こどもの養育費緊急支援事業として養育費の立替え（上限1か月5万円）を本年7月から進めています。これは立て替えた養育費を自治体が支払い義務者に請求回収するというもので、多忙で時間がなく、日々の生活の窮状に困惑する母子世帯の声なき声を聴き、支えとなって子どもたちを守っていくものであると評価を得ています。

そこで、以下質問いたします。

①養育費不払いに対する本市の現状の相談体制と相談実績

②養育費の不払いについての相談窓口の必要性

③養育費立替え制度についての所見

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長の鹿島でございます。

来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業は決して新しい相談窓口をつくることではなく、既存の支援機関等を生かして、本人や世帯が抱える複合的な課題などを高齢・障がい・子ども・生活困窮といった従来の属性を超えて、市町村全体で断らない包括的な支援体制を円滑に構築できるよう新たに創設された仕組みであります。

清須市においても、市民の支援ニーズは複雑化・複合化してきており、これまでも困難ケースなどでは、庁内のみならず庁外の関係機関等とも連携して課題解決に努めてきましたが、必ずしも全て円滑に解決できたわけではございません。新たに創設されたこの仕組みを有効に活用しながら、清須市の実情に適した断らない包括的な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

これは今ご答弁の中であったように、複雑化をしていて、かなり現場の対応が大変だと。最初

に、特に新しいものではないと言われ方をされましたけども、新しいものじゃなければこういうことはできてないわけで、令和3年4月からどこの自治体も実施ができる体制になっておりまして、資料を配らせてもらってますけども、断らない相談支援、多機関が連携対応というので、青森が複数町村で協力、全国に先駆けたとありまして、下の図を見てもらえると、一番右側のところに行くまでに、途中に包括化相談支援センターで調整というのがありますけども、右側の町村の社会福祉協議会、福祉事務所云々とありますけれども、これぐらいのことが連携をしていかないと解決ができないと、問題が長期化すると、もしくは長期化しているということだという認識で、こういった各市町村は取り組んでいるわけでございます。

背景の話だけ先にしますけれども、6月12日に改正法が公布をされておまして、ここの趣旨においても、地域の生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設とありますけども、今、課長が答弁されましたけども、上手に使う市民のニーズ優先の市役所の体制をつくっていただけたらどうかなと思いますけども、この中で1点だけ僕は質問したいんですけども、実はこの法の公布を受けて、令和2年8月3日に重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額等調べについてアンケートが実施をされておまして、これはかなり広範囲にわたる事業に対して今やっていますか、やってませんか、どれぐらい費用がかかっていますかという調べがあったと思うんですけども、このアンケートに関するどういったものを行ったかという認識と、あと、このアンケートの項目を見て、現状の市の、いわゆる大きく言って福祉関係の実態体系と何か感想があればご所見を頂ければと思っています。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

重層的な支援体制整備を行って、新たな交付事業等々が創設されたというところで、清須市がこの事業を構築して、そういった新たな枠組みでの補助を受けようというふうにした場合の試算をしたところ、令和2年度の今年度の予算であれば、約2億円程度が重層的支援体制整備事業に関わる経費というふうに認識しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

分かりました。

お金を上手に調達していただいて、市民にとってのよりレスポンスのいい役所機構にしていくために、ちょっとでも前のめりに進んでいただければなというのは1つ思うんですけども、これは令和3年4月をめどに施行をされますとありますけども、この期日に関しては清須市としてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

令和3年4月からこういった新しい枠組みでの事業展開も国のほうが財政的にも支援するということであります。清須市におきましても、今現在、庁内でどのような形でそういった支援ができるのか、庁内だけでなく庁外との連携もございますので、そういった関係機関等とも連携しながら、清須市に適した構築をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

これは人材の確保と育成ということがテーマになってきますので、お金が準備できたけども人がそろわないでは機能しませんから、同時進行もしくは人材の確保を念頭に置いてしっかりと進めていく。これは後で5番のところで触れたりします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

最初に、生活保護についてでございます。

令和元年4月から10月までの申請及び決定は共に41件、令和2年4月から10月までの申請は30件、決定は28件、うち新型コロナウイルス感染症の影響による申請及び決定は共に3件ございました。

次に、住まい確保のための家賃支援であります住居確保給付金についてです。

令和元年4月から10月までの申請及び決定は共に2件、令和2年4月から10月までの申請は66件、決定は61件でした。

続きまして、緊急小口資金の貸付けでございます。令和元年4月から10月までの申請及び決定は共に0件、令和2年4月から10月までの申請は440件、決定は436件でした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

これは言わずもがなの数字になっておりますけれども、これから先の支援というか、支えていく体制がいかに大切かということを示していることだと思いますので、こういった方々をしっかりとフォローしていただきたいと思いますけれども、このフォローをしていくためにどんな方策をお考えなのか、また予定されているか、また課題だと思ってるか、どの角度からでも結構ですので、この件数を受けての所見をお聞かせください。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

生活保護ですとか住居確保給付金につきましては、社会福祉課の窓口でご相談等々を受けておりますが、緊急小口の貸付けにつきましては社会福祉協議会が行っている事業でありまして、社会福祉協議会のほうとも情報交換を密にしながら、できる限り、こういったもので支援をして、どうしても立ち行かなくなったという場合には、生活保護という最後のセーフティネットで生活に困られた方の支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

問題・課題はできるだけ早く問題・課題を解決してくださる方に情報を届けるというのは、問題を解決するための一番の近道であることは言うまでもないことなんですけれども、今お話しされたように、緊急小口と家賃の窓口が違くと。でも、両方とも生活の問題があることには変わりがないと。それは仕事なのか、健康上のことなのかということになってくると、さっき一番に言ったような連携をスムーズにしていくということ、また、そういう体制づくりを今まで以上に。今までよりもさらに緊密にするにはどうしたらいいとか、早くするにはどうしたらいいとかい

う判断ができるような仕組みを求められている調査ではないかなというふうに思っている次第でございます。

3番お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、河口健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

③についてお答えいたします。

質問でございます体制整備の必要性は十分に認識しております。先ほど課長の答弁にもございましたように、現在、断らない包括的な支援体制の構築に向けまして、健康福祉部内で課題等の整理をし、検討を行っているところであります。

今後は部局をまたいだ庁内の関係部局とも連携をして取り組めるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

課題の認識はしっかりしていただいているということに対して、市役所の機構がマッチングできるかどうかというところ、もしくは、マッチングさせていく必要があるんだなというところを認識はしていただいていると思うんですけども、また、さっき言ったようなことを聞きますけども、一応、施行の期日が令和3年4月と。ここからいわゆるスタート、全国の自治体はこの法律に従ってこの4月から、どこの自治体も同じようにスタートできますよというスタートラインが引かれておるんですけども、今のご認識において、ここに向けてまず何をどのようにお考えになって、どのような手を打っていくかということをお聞かせいただければと思います。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今、議員がおっしゃったように、機構的なこと云々となりますと、かなり大がかりなことになります。それより前に、来年度から何をということになりますと、今、課題の整理をしております。

して、まず最初にやらなければいけないのは、今まで議会のほうでもよくよく答弁のほうをさせていただいておりますけれども、まずは各課の連携、要は、各課の垣根を低くすることによって、各課、障がいだとか子育て、高齢者、そういったところでの垣根を低くして、情報共有を密にし、断らないような、そういった相談窓口の創設に向けては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今、部長のほうから、垣根を低くするというお話が出ましたけども、まず、今、重層的支援体制というのは、そこがポイントになっているわけで、ぜひぜひこういった認識を少しでも早く部署の方、課の方、皆さんが共有していただいて、市民のニーズに合ったサービス提供の体制を取っていただくことと、また、そこに人材も必要ですので、そういった人材をきちっと受け入れていく受皿をつくりながら、置き去りにならないような、取り残さない支援体制をつくっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

4番、お願いします。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

次に、④の質問に対し、鹿島社会福祉課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

現在も高齢者や障害者の相談支援事業は社会福祉協議会に委託して実施しており、庁外との円滑な連携体制も非常に重要であることは十分認識しております。今後も関係機関等とも連携・協議をしながら、清須市の実情に適した断らない包括的な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

こういった庁外とのチーム化というのも、市民協働と言われて久しいですけれども、これも垣根を低くすることと共通言語をもって、市民の方とこれも進めていただければなど。特に、法的なこと、専門的なこと、職員の方が全部を理解するのは大変だと思いますので、職員の方が仕事をするにあたって法的担保をこういった方にしっかり取ってもらいながらということも、生活支援といっても、ある意味、人権に関わることですから、職員を守っていくという意味でもこういったことをしっかり取り組んでいただければと思います。

次、5番をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、⑤の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

複雑かつ複合的な相談支援体制業務の円滑な遂行には欠かせない福祉に関する専門性や多くの豊富な知識、課題解決への経験値などを持った人材の確保・育成といった面に課題があると認識しております。そういった課題に対しては、相談支援業務に当たる職員の専門性や知識が高まるような研修等へ積極的に参加できるような環境整備や相談支援業務を円滑に遂行できるようなバックアップ・フォロー体制を各課、各部局内で構築できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

先ほどからお話ししてはいますが、支援を担う人材が一番肝になってくるわけで、これは実はどこの自治体も課題としては同じわけであります。日本全国同じです。ですから、結論から言うと、体制とかお金ができて、予算がついても、例えば、ライセンスを持った人をそこに置いておけばいいということではないわけで、市としても育てていく体制づくりとか、みんなで問題を共有する連携とかですね、こういった風通しのいいというか、お互いに切磋琢磨できる環境を改めて見直す必要が僕はあると思っておりますので、そういったこともしっかり取り組んでいただければと思います。

よろしく願いいたします。

最後、6番お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、⑥の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

現時点では、分野ごとの制度の枠組みの範囲内で事業を行っており、今後、清須市の実情に適した断らない包括的な支援体制を構築するため、今、新たな事業実施が必要になった場合には、この重層的支援体制整備事業による補助に限らず、活用できる補助財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

先ほど質問させてもらう中にも、福祉の大転換期になるだろうと言われている法の公布と施行でございますので、しっかりアンテナを立てていただいて、現場で対応している職員の方もたくさんおられるわけです。その方々は現場で困っている方の悩みを聞き、現状を見るたびに同じように心を痛めて役所に戻ってくるわけです。そういった方をしっかり支えていくことと、担う人材ということが僕は一番大事だなと思っています。

お金ができて、体制ができて人がやることですので、ここの視点だけはしっかり持っていて、全国も令和3年4月がスタートラインになっていることですので、ここをしっかりと見据えて、遅れを取らないようにと言ったら変な話になると思うんですけども、市民の一人ひとりを取り残さないように進んでいただければと思います。

今、言ったように、改正社会福祉法において一大転換期になるであろうという法が施行されて、今、法の隙間で苦しんでいる、悩んでいる方々がたくさんいて、ここ最近、NHKでも何回かドラマをやっていたりしているんですけども、それだけ社会問題化していることがこの清須市においてもないと言い切れるものではないですし、特に清須市は都市部と都市郊外型の田園生活地域とあるところで、多分、出てくる問題も違うと言ったら変ですけども、特色があるというか、特性があるところだと思いますけれども、こういったことを全体的に踏まえてこの改正社会福祉法における重層的な社会支援体制整備をどのようにお考えいただいているか、市長に一言頂ければと思います。

議長（成田 義之君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

断らない包括的な支援体制ということですが、今でも断ってはいないと思うんですが、相談者の方に寄り添って相談を受けているというように思いますけれども、しかし、それが十分かといえば十分でない面もあると思います。また、新しい時代に合った支援体制というのも必要だというふうに思っていますので、今、議員とそれから担当部長、担当課長と議論をさせていただきましたけれども、その議論の中でありましたように、今、健康福祉部内で検討しておりますので、正直、この問題になりますと、市役所内だけの話じゃないものですから、それぞれ児童相談所やら保健所やら警察やら、いっぱい関係者がありますので、そこも綿密に連絡を取って、よりよい相談体制ができるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

よろしくをお願いします。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、加藤健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。よろしくお願いいたします。

①の養育費不払いに対する本市の現状の相談体制と相談実績についてお答えをさせていただきます。

本市での養育費に対する母子相談体制については、母子・父子自立支援員が電話・来庁時に個別に対応しています。また、離婚相談時には、愛知県母子寡婦福祉連合会が作成した養育相談専門電話や弁護士相談が掲載されているパンフレットを配布し、養育費に対する制度を周知しています。

また、養育費の不払いなどの専門的な知識が必要な相談対応は、愛知県の弁護士無料相談や法テラスなどを紹介しています。

令和元年度中に母子・父子自立支援員が受けた夫婦問題相談件数14件のうち養育費に関する

相談件数は3件でございました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

次、2番お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、加藤健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

②の養育費の不払いについて、相談窓口の必要性についてお答えをさせていただきます。

5年に一度行われる厚生労働省のひとり親世帯のアンケート調査結果においても、離婚時に養育費に関する取決めをする率が低いことから、養育費に係る相談窓口は、離婚前後に関する各種手続などの情報提供を行う窓口として必要性が高いと認識をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

必要性が高いとおっしゃっていただきましたが、この1番のところでも幾つか体制を取っていらっしゃるよと、相談の窓口もあるよと、言ってもらえれば対応しますよということがあるんですけども、こういう体制があるということをどんな形で周知されているかお聞かせいただけますか。

議長（成田 義之君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

養育支援の周知につきましては、女性相談や児童扶養手当の申請時に行います生活環境の確認事項のところで確認をさせていただいております。あと、その時点で養育費のパンフレットを周知をさせていただきながら、窓口におきましてもパンフレットを置きながら、目の届く位置に置いてございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今こういう時代ですので、パンフレットを取りにくる方がみえるかどうかというのもあるんですけども、清須市は何年か前にキヨスマっていうアプリを入れていただいたりとかしている。Facebookはまだやっていませんが、Twitterもやっていらっしゃったりとかしているので、こういったところ啓発的な活動、多分、誰も離婚しようと思って結婚している方はみえないので、ただ、そうなってときに先々のことって聞くとおろって僕はないと思うんですよね。難しいというか、自分の個人的なことを全部さらしてしまう話になってしまうので、これ用の、いつでも聞ける体制というのをSNSとか、今はこういう時代ですので、上手に使っていただいたりとか、例えば、キヨスマなんかには相談先のリンクを貼っておくとか、いろいろやり方はあると思うんです。こういったことなんかはできると思うんですけども、いかがですかね。

議長（成田 義之君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今、議員が言われましたキヨスマにつきまして、各子育て支援に関する情報を提供させていただいております。キヨスマ以外に他市町ですと、市のホームページに子育て支援の情報を載せているところがありますので、そういうところを参考にさせていただきながら、また調査・研究ですね、できることはしていけたらなと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

さっき課長が言われたとおり、調査によると、離婚に当たっての協議の取決めをしている率が非常に低いと。これは当人同士の問題もさることながら、子どもが一番困るということがきちっと数字で出ているので、しっかりやっていただければなと思います。

さっき文面の中で明石市のやっていることを説明しましたけども、こどもの養育費緊急支援事業という形で、前月分の養育費が払われなかった人は調停調書や公正証書などの取決めがあることが条件で、1か月分を市が立替えてくれるという制度をやっておりまして、これはあくまでも

緊急支援ですので、こうならないことにするのが一番大事であるのは申し上げることもないことなので、そういった体制づくり、情報が入っていく。声を上げたい人が声を上げられるというために上手にメディアなんかも活用していただければと思います。

よろしくをお願いします。

3番、お願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、③の質問に対し、加藤健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

③の養育費立替制度についての所見についてお答えをさせていただきます。

全国的に養育費を請求するために必要な公正証書の作成や養育費の保証料に補助を行う団体が増加しています。本市での立替制度について、今後、国のひとり親に対する施策や県内近隣市町の動向を注視しながら、調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

明石市は緊急支援に加えて、今年の8月から養育費の取り決めサポートというのをやっておられます。調書作成の3千円のお金を補助したり、3万円ぐらいかかる公正証書のお金を補助をしたりとか、手続の仕方のアドバイスをしたりしております。

先ほどお話があったとおり、当初の取り決め率が非常に低いので、お金を補助する、補助しないは別にして、こういうことをやっていますかというのを何か上手な形で情報発信をしっかりといただければなというふうに思いますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただければと思いますけれども、最後にもう一言だけ取り決めサポートについて、調書をつくっている人が低いという調査結果があったみたいですが、所見だけ聞かせていただけますか。

議長（成田 義之君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今、議員が言われました明石市が行っています養育費取り決めサポート事業につきましては、子どもの生活の将来のため、養育費の取り決めの費用をお手伝いするというようなことを今年度

8月から実施をされているということは、私どもも承知はしているところでございます。養育費の取り決めにつきましては、それぞれのいろんな課題等があるかと思えます。それぞれの家庭の課題があるかと思っておりますので、そういう中をいろいろ聞き取りながら調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

私ども公明党は国のほうでプロジェクトチームをつくって、もっと実行力のある方法はないかとずっと探っているところでございますので、また、清須市においても支援の手がすぐ行くように、また、声を上げたい人が声を上げれるような体制づくり、情報発信をしっかりといただくことをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたしたいと思います。

（ 時に午前10時32分 休憩 ）

（ 時に午前10時45分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 12番議員（林 真子君）登壇 >

12番議員（林 真子君）

議席番号12番、林 真子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

私の質問は大きく2点でございます。

1つ目は、がん患者への支援策拡充についてでございます。

①AYA世代のがん患者への支援についてでございます。

15歳以上40歳未満の思春期・若年成人をAYA世代と呼びます。地域がん登録の推計によ

ると、国内では年間に約2万人がAYA世代で新しくがんと診断されており、これはがんと診断される人全体の約2.3%に当たります。AYA世代のがんは、患者の数が少ないだけでなく、疾患の構成が多様で、様々な診療科に患者が分散しているため、医療従事者は、この世代のがんの経験を蓄積することが難しい状況がありました。しかし、現実には、がんとその治療は学業や就労、家事・育児・介護、生殖、人間関係、長期的な健康管理など、その人の日常生活やライフプランに大きな影響を与え、本人には待ったなしの対応が求められます。

平成30年度より、第3期がん対策推進基本計画に基づき、国としても本格的なAYA世代のがんへの取組が始まっています。医療の進歩によってがん患者の生存率は飛躍的に向上し、がんとともに生きる社会を迎えており、がんを治療しながら働くことのできる就労支援に加え、がん患者を抱えた家族のサポートなどの相談体制の充実や経済支援の強化、がん患者をサポートするNPO法人やボランティア団体の育成支援などが求められています。

一方、末期と診断された患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービス等の利用料の助成が求められていますが、40歳以上の患者が末期と診断され介護保険認定を受ければ、訪問介護サービス、訪問入浴サービス、福祉用具の貸与などが1割から3割の自己負担で利用できるのに対し、AYA世代は介護保険が使えず、自宅で療養する際に、介護用ベッドや訪問介護サービスを利用しようとする自己負担が高額になります。

こうした現状の中、例えば、名古屋市では「在宅ターミナル事業」として20歳から39歳のがん患者で回復の見込みがないと診断された場合に、訪問介護、看護、リハビリテーション等や福祉用具の貸与にかかる費用の自己負担の9割を1か月6万円を上限に助成をしています。その他、福祉用具の購入、また住宅改修にかかる費用も助成の対象になっています。他にも静岡県、兵庫県、鹿児島県の多くの自治体では様々な助成を行い、患者を支援しています。こうした状況を鑑み、本市でもAYA世代のがん患者への助成制度創設へ向けて取り組んでいただきたく、当局の見解をお聞きいたします。

②がん患者のアピランスケアへの支援についてでございます。

がんが治った方や治療を受けながら仕事などの社会生活を営む方は今後ますます増えると考えられ、治療と仕事の両立を始めとする生活支援を一層進め、がん対策の柱の一つである「がんと共生」を実現することが必要です。

こうした中、注目されているのが「アピランスケア」です。アピランスとは英語で「外見」

を意味し、手術や抗がん剤、放射線治療などにより、傷痕が残ったり、皮膚や爪の変色、脱毛といった外見の変化によるがん患者の悩みに対し、医学的、技術的、心理的に支援するのがアピアランスケアです。医療用かつらや帽子などを購入する際に費用の一部を助成したり、相談窓口を設ける自治体も増えてきております。アピアランスケアへの支援に対する本市の見解をお聞きをいたします。

大きな2つ目でございますが、子ども食堂の現状と今後の取り組みについてでございます。

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う「子ども食堂」は今や全国に広がり、貧困家庭の子どもへの支援に限らず、地域の世代間交流の場としての役割も担っています。本市においても平成30年度より2か年のモデル事業を行い、多くの親子が利用し好評であったと聞いていますが、今年度はコロナ禍ということもあり、残念ながらなかなか実施できていない状況にあります。朝食を取れていない子どもや、バランスの良い食生活を送れていない子どもたちも多い中、食育の観点からも大変重要な取組であり、今後は各中学校区での実施を目指して取り組んでいただきたいとの観点から、以下お聞きをいたします。

- ①モデル事業での課題と現状の取組
- ②各中学校区での実施に向けた課題
- ③朝食や夕食提供に向けた取組についての見解

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の質問についてお答えをいたします。

40歳以上の末期がんの方の支援としましては、介護保険制度がその対象となっておりますが、40歳未満の方については、医療保険以外の公的支援はない状況にあります。AYA世代のがん患者の方の支援としましては、残された時間を住み慣れた自宅で家族と安心して過ごすことの大切さを認識しておりますので、支援の実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。非常に前向きなご回答をいただいたと思っております。

そうした中で、こうした支援事業がどのようなものになるかということ推察をしていく必要があると思うんですけれども、まずは、本市のAYA世代を含むがん患者の現状、またはがん検診の現状、この辺についてお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

がん患者の現状ですが、がんで現在療養されている方の人数については把握ができない状況ですが、がんで死亡される方については、全体の死亡の約3分の1で推移をしております。多くの方が、がんが原因でお亡くなりになっている状況です。

がん検診につきましては、昨年は胃・大腸・肺・子宮・乳がんの検診をやらせていただいておりますが、受診者は延べ約1万2千400人でした。本年度はコロナにより集団検診の一部を中止したこと、また、医療機関での個別検診は実施しておりますが、医療機関受診を敬遠されている方などもおみえになり、受診者は10月現在で約4千700人と前年度比の約40%と少なくなっているのが現状です。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

今こうした現状をお聞きしたんですけれども、AYA世代ですね、若い方のがんについては8割が女性であると言われております。一般のがん患者の場合は全体で男性は半数を超えているんです。しかしながら、AYA世代は8割が女性ということで、この世代は子宮頸がん、また乳がんといった女性がんの増加が原因ではないかということも言われておりますので、特にこの世代のがん検診が非常に大切になってくると思いますので、なかなか若い方は国保の方じゃない方が多いので難しい部分はあるんですけれども、今までも一生懸命やっておられますので、引き続き、特に若い世代の方についても、がん検診の啓発を続けてお願いしたいと思います。

この世代の方々といいますのは、先ほど申し上げましたように、就職ですとか結婚、また出産といった大きな節目を迎える年齢であります。そうした中でがん直面するということは大変なことであると思います。こうした方々に対して精神的なサポート、また一人ひとりに寄り添うこちらの姿勢が欠かせないと思っております。

そうした中で、こうしたAYA世代、若い世代の方から何か健康推進課として相談を受けたことがこれまでありますでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

AYA世代の方からのご相談につきましては、ここ数年ございませんでしたが、今年度に入り、9月に1件、乳がんの末期がんであるという方からのご相談がございました。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

1件、乳がんの方ということですがけれども、差し支えない範囲で結構ですので、どのようなことを求めておられたのかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

その方は30代の後半の方で、3歳のお子様をお持ちで、末期がんというふうに診断をされておりまして、子どもさんとできる限り自宅で過ごしていきたいというご希望で、もし自分が体調が悪くて動けなくなったときには、ベッドですとか、移動入浴のようなサービスを受けて在宅で過ごしていきたいというご希望でした。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

こうした方は相談することによって心のよりどころになったと思います。そういうことから考えますと、件数は多くはないかもしれませんが、こういう方がいらっしゃるということで、相談体制というか、相談を受け付けていただくようなことを医療機関との連携もいろいろあると思うんですけども、お一人お一人に寄り添った支援ができるような相談の窓口の強化もお願いしたいと思います。

この世代への助成制度についてお願いをして、検討していただけるということだったんですけども、先ほど少し申し上げましたように、愛知県では、お隣の名古屋市に制度がありますそちらを参考にさせていただいた場合には、本市でこの制度を施行した場合にどのような事業で、どのような予算規模になると見込まれるのか、仮の話ではありますけれども、お聞かせいただけたらと思います。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

15歳から39歳のAYA世代のがん患者の方の人数が清須市に換算すると、昨年度、全国のがん診療連携拠点病院のがん患者数の統計の報告から推測して清須市の人口で換算しますと、約36人の方がこのAYA世代のがんの患者さんかなというふうに思います。それは本当に初期から末期の方までいらっしゃると思うんですが、その人数になります。

今現在、名古屋市でその制度が実際されていて、名古屋市は約230万人の人口で、今回のこの制度をご利用いただいている方は令和元年度5人ですので、清須市に換算しますとお一人ぐらいのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

人数的には非常に少ないのかなと思いますし、コロナ禍の非常に厳しい財政状況の中で、またご負担をお願いするというところで心苦しいところではあるんですけども、特に末期がんで今まさに苦しんでいらっしゃる方をお一人でも救うことができるなら大変意義のある助成だと思いますので、重ねて、ぜひこのお一人の方を救うためにも助成制度創設をお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、例えば、国保のがん検診の場ですとか、またホームページですとか、広

報ですとか、いろんな場を捉えまして、先ほど申し上げましたように、若くてもがんになるよと。若い方ががんについて検診を受ける。そして、相談窓口があるので、相談に来てくださいよと、こういうことをしっかりとまた啓発をしていただくようお願いしたいと思います。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをいたします。

ウィッグなどの医療用器具は、がん患者の方が治療後も安心して生活を送るために必要ですが、愛知県においては名古屋市のみが購入助成を実施している状況です。今後、県にも働きかけ動向を注視していくとともに、これは介護保険制度においてもなく、他の先進自治体の実施方法や課題等を調査・研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

まだまだなかなか現実に実施をされているところも少ないということで、今、調査・研究というお答えだと思うんですが、名古屋市がされているということで、どうしても医療圏の関係から、清須市の方も名古屋の病院でいろいろがんの治療などをされたときに、名古屋の方は助成があるんだけど、清須市はないのねということで残念に思われている方もあるんじゃないかと思うんですけども、先ほどもお聞きしたんですけど、現実にこの件で相談に来られた方というのは過去いらっしゃいましたでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

ウィッグに関しても、ここ数年なかったんですけども、今年度に入り10月に1件ご相談がございました。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

こちらのほうも、どのぐらいの方がという推察が非常に難しいと思うんですけども、こちらの場合はAYA世代だけの話ではないので、件数がもう少しあるのかなと思います。

ちなみに、名古屋市の制度というのはお一人1回3万円ですかね、これも上限の支援ですので、確かに何人かいらっしゃれば大きい金額にはなりますけれども、本当に悩んでいらっしゃる方にとってのこの3万円の助成はその気持ちがすごくありがたいとっていただける非常に大事な制度だと思いますので、先ほどの助成も含めまして、がん患者さんに対する支援というのは、行政としてもできることはやっていくという姿勢が大事だと思っております。まさに心の痛みに寄り添う支援をぜひご検討いただき、実施していただくようお願いしまして、この質問は終わります。

では、次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、加藤健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。よろしくお願いいたします。

子ども食堂のモデル事業での課題と現状の取組についてお答えをさせていただきます。

子ども食堂のモデル事業を2年間実施していただいた団体からの報告では、開催場所から距離があるため食事の提供を必要とする児童の利用が困難である、また、子ども食堂の運営費及びボランティアスタッフの安定的確保が困難であったなど、様々な課題報告をいただきました。

モデル事業実績報告を受け、実施団体のボランティアスタッフと令和2年度以降の本市の子ども食堂の在り方について検証をした結果、目的を子どもの居場所づくり、地域とのつながりとし、利用者に対してもひとり親世帯から子育て世帯に拡大しました。

引き続き、新規に子ども食堂を立ち上げる団体に対しては、愛知県子ども食堂補助金の紹介、また県補助金の要件を満たさない団体に対して、保険料及び備品購入費の補助金を交付することで子ども食堂の増設及び継続に向けた取組を行っています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

2 番、3 番続けてご答弁をお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、加藤健康福祉部次長、続いて、③番もよろしくをお願いいたします。

加藤次長、答弁をよろしく申し上げます。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

②の各中学校区の実施に向けた課題についてお答えをさせていただきます。

子ども食堂の設置場所は、利用する児童が徒歩または自転車などでの圏内に開設されていることが望ましいと理解をしています。子ども食堂を実施するにあたり、運営場所や運営形態などの課題、また、その地域でのボランティアスタッフが不可欠となりますので、今後、子ども食堂の実施を検討している団体などがあれば、連携して実施場所について協議してまいります。

引き続きまして、③の朝食や夕食提供に向けた取組についての見解についてお答えをさせていただきます。

子ども食堂の趣旨では、食事が必要なときに食事の提供を受けることができることがふさわしいと考えますが、朝食・夕食の提供については、通学などの時間帯に重なる理由により、小学生以下の児童が一人で利用する際は、学校及び保護者との連携など様々な課題があると考えられます。朝食や夕食提供を含めた子ども食堂を検討しているボランティア団体があれば、児童が安全に利用できる子ども食堂か否か、関係機関で調査・研究してまいります。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

一、二点お聞きしたり提案させていただきたいんですが、まず、先ほど課題が幾つかあって、距離の問題ですとかボランティアの確保の問題で、コンセプトというか、方針を変えましたということだったんですけども、今の課題について何か検討されて解決策を模索されたのか、コンセプトを変える以外にもし何かあればお聞かせください。

議 長（成田 義之君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

まず、コンセプトの関係ですが、当初は子どもの貧困等を含めた形でスタートをさせていただいた事業でございます。実際の利用の状況がひとり親世帯の方が利用がしにくいということもありまして、年度途中のところから一般の方、通常の親子で利用できるような体系をさせていただきました。

その中で、ボランティア団体の方からは、人材確保につきましているいろいろな課題があるということで私どものご意見を頂いておりましたので、ボランティア人材確保につきましては、地域の方々の理解や連携が必要と大変考えておりますので、そういうことを含めまして、まず、モデル事業を実施していただいた団体からの意見を活用させていただきながら、私どもとしては子ども食堂の提供の必要性をボランティアを行ってみえてる地域の方と意見交換することで子ども食堂の必要性を周知させていただいて、課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

今、次長がまさしくおっしゃったように、この事業も子育て支援課だけでできるような事業ではないと私は思っています。これこそ連携が必要なのと、せっかくモデル事業をしていただいた方は非常に一生懸命やっていたと聞いておりますので、この方を中心に、この課題の検証ですとか、ワークショップ形式で関心のある方は結構いらっしゃるものですから、この子ども食堂をやってみたいなという方にいろんな方面で呼びかけていただいて、一度この子ども食堂を今後どうしていこうかというネットワークと検証、勉強会みたいなことをやっていただければ、もっとどんどんいい意見が出てくると思います。

行政の考え方だと煮詰まってしまうところがありますので、もう1つは、全国の子ども食堂を見ていると色々な形態があるんですけども、例えば、地域の集会所でやるところもあれば飲食店がボランティアでやっているところもあります。そうした色々な形がありますので、コンセプトは変えられたんですけども、私はまずは日常的に朝食が取れていない、また、コンビニの食事で夜過ごしているという、こういうお子さんをぜひ何とか助けてあげられないかというところで、時間をかけてでも結構ですので、もう一度考えていただいて、ぜひ中学校区に限りませんけれども、せめてすぐに行ける距離にいつでも行けるというところを考えていただ

きたいので、まず、ネットワークづくり、社協とか商工会もそうですね、いろんなところに声をかけていただければいろんな形式が出てくると思いますので、ぜひお願いします。

私、先日、ある地域の子ども食堂にお邪魔させていただいて、モデル事業ではないんですけども、見学させていただいたんですね。コロナ禍ということもありまして、お弁当をお渡しされていたんですけども、そのとき旬の食材を使った和食のお弁当、そして、旬というのはこういうことですよとか、和食はこうですよって一生懸命お話をされていて、食育という観点からも今の地域との連携ということから見ても非常に頑張っている感じがしたので、それぞれの地域の特性でやり方は違っていいと思いますので、それぞれの得意なところを活かした子ども食堂を開いていただいて、お金の引っ張り方もいろいろあると思いますので、子育て支援課だけで完結するのではなくて、そういうところはぜひ知恵を使っただきながらやっていただきたいなと思います。

最後に、河口部長、この2件、こちらのほうの所管でしたので、最初も含めまして、何かご所見があれば一言お願いいたします。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

まず、AYA世代の件につきましては、先ほど課長も答弁させていただきましたように、このAYA世代のがん患者の方への公的支援が空いておるということで、そういったことも含めまして考えていきたいというふうに思っております。

ウィッグにつきましては、そういった方々への支援の重要性は理解はするものの、まだまだ他団体の状況も注視しながら清須市として動いていきたい。

子ども食堂につきましては、子ども食堂をうまく回していくと、今、議員が言われたみたいに、いろんな利便性があるということは十分理解しております。ただ、この制度自体の県の資料を見てもみますと、どうしても主体となってやっていただく方というのは、行政ではなくボランティアの方ですとか、もろもろの事業所の方、要はボランティア的ニュアンスが強い事業であります。そういったものを継続的にやっていくというのは、行政主導ではなく、そういった方々への自主的な立ち上げが必須になるのかなというふうに理解しておりますので、そういった方々が行政のほうに相談に来ていただいて、やりたいよというようなお声があれば、行政としましても万全な

体制で手助けのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございました。また、前向きにしっかり取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、地籍調査の進捗についてです。

地籍調査は、国土調査法に基づき、市町村が主体となって全国的に実施されています。国土調査法は昭和26年に制定されましたが、これまでの土地の記録は明治時代に作られた公図であり、境界や形状が現実と異なり、土地取引やまちづくり事業などに支障を来すことが多いため、法律に基づく国土調査の1つとして実施されているものです。

地籍調査は、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査とともに境界の確認や面積の測量を行い、現況に合った正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成することで、その記録は法務局にて管理されています。

正確な地籍図を作成することにより、土地の境界トラブルの未然防止、公共事業やまちづくりの迅速化、固定資産税の徴収の適正化などに寄与するものです。しかし、現在の地籍調査の実施状況は、開始から約70年近く経過していますが、全国的に進捗率は低いようです。

本市では、地籍調査の実施は、第2次総合計画の市街地整備推進の施策の1つとして進められていますが、今後の公共事業をより迅速に推進していくためにも、地籍調査は大変重要であるかと考えます。

本市のこれまでの地籍調査の進捗状況及び今後の計画など、以下の点について伺います。

- ①地籍調査実施への考え方
- ②全国、県、本市など地籍調査の進捗状況
- ③これまでの事業費の状況について
- ④今後の進め方、目標及び計画など
- ⑤課題点についてです。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対して、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課、松村です。よろしく願いいたします。

1番目の地籍調査実施への考え方についてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、土地に関する記録は法務局において管理されています。土地の位置や形状等を示す情報といたしまして、法務局に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図、いわゆる公図などを基にして作成されています。当時は測量技術も低く、境界や面積が現実と異なっている場合が多くあります。地籍調査が実施されていない区域におきましては、土地に関わる行政活動や経済活動に支障を来しております。したがって、土地の実態を正確に把握するために地籍調査が必要であると認識をしております。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

土地の実態を正確に把握するために地籍調査が必要であり、実施するということですが、本市は平成17年に誕生しまして、さらに平成21年10月に春日町が加わり、現在に至っております。現在の面積になってから約11年目かと思いますが、ここ数年間、毎年度、地籍調査が実施されて、決算でも報告がされておりますけれども、着手されたのはいつからでしょうか、お聞かせください。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

本市で地籍調査に着手した時期は、平成22年度から実施をしております。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

2番目の全国、県、本市などの地籍調査の進捗状況についてお答えさせていただきます。

令和元年度末時点における全国の地籍調査の進捗率は52%になります。愛知県の54市町村が実施する進捗率は13.1%、清須市では7.74%になります。

また、測量図の整備といたしまして、地籍調査のほかに土地改良事業、土地区画整理事業を実施しており、境界が確定している区域もあります。それらの面積は5.81平方キロメートルとく3.84平方キロメートルになります。地籍調査と合わせますと10.96平方キロメートルで、これらを合わせた進捗率は64.81%までになります。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

進捗率ですが、本市は7.74%ということで、本市の行政面積は現在17.35平方キロメートルですけども、そのうち地籍調査が必要な面積、そして、これまで調査が完了した面積はどれだけのしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

本市の面積のうち河川等が地籍調査の対象外になりますので、それを除いた調査対象面積は16.91平方キロメートルになります。

これまで地籍調査を実施している面積は1.31平方キロメートルになります。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

先ほど答弁の中で、地籍調査の実施面積と、それから測量図として整備面積について答弁いただきましたけれども、境界の確定についてはどのような点が地籍調査の面積と測量図の面積、異なるものか簡単にお答えいただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

地籍調査は座標を持った測量になります。そのため、例えば、GPS等で点を細かく示すことができます。例えば、土地区画整理事業ですと、単純に寸法、奥行きだとか幅を測るものでありまして、座標を持った測量ではございませんので、簡単には復元ができないというか、確定ができないという違いがございます。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

地籍調査のほうの境界というのは、地球上の座標との関係を明確にした境界だと思いますけども、先ほど測量のほうはそうでないということで、地籍調査に入るのは地球上の座標値と明確にしたものでないといけないと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

そのとおりでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

地籍調査ですね、国土調査法が施行されてから70年近くなりますが、本市も含めて進捗率が全体的に低いということですが、ここら辺の原因というのはどのあたりにあるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

進捗率が低い理由といたしましては、土地の所有者など、関係者の方々が双方で土地の境界を確認するという作業になります。このため多くの時間と手間が必要になるから遅れているのだとか、1筆ごとの土地の面積が小さいということがありまして、当然そうすると筆数が多くなります。それに伴って地権者の数等も増えてきまして複雑な場合が多く、また土地の価値も高いというところもございまして、そういったことで境界の確認が併せて困難ということで、進捗率が低いというふうに考えております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

土地の境界等を決めることは非常に難しいことなので、地籍調査はなかなか進まないことはよく分かります。

愛知県下では54の市町村がありますが、地籍調査の進捗状況は、先ほど13.1%ということですが。県下の市町村全体の実施状況ですね、これは54市町村がありますけども、実施中とか、あるいは休止とか、まだ着手されてないところもあるかと思うんですけど、大まかで結構ですけども、その辺の状況を。それと、本市の近隣の市町はどのようになっているのか、分かればお聞かせください。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

県内の市町村の実施、休止、未実施の状況につきましては、実施中が15市町、休止中が

23市町村、未実施が16市町村になります。

近隣の状況につきましては、名古屋市が3.67%、稲沢市が31.19%、北名古屋市が47.42%、あま市が22.07%、豊山町が未実施ということで0%、以上の結果になっております。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それと、地籍調査は大変難しいということで、この地籍調査を行う流れですね、参考資料のほうにも載せさせていただきましたけども、調査の方法としては、いきなり測量に入るのではなくて、まず計画を立てて地籍測量をしたり、地籍図や地籍簿を作って最終的に法務局への届出となるかと思うんですが、ここら辺の手順ですね、この行程以外に行程があるかと思うんですけども、計画してから完了するまでの主な行程と、それから本市においてこれまでやってこられた中で大体どのぐらいの期間がかかるか、その点、大まかで結構ですので、お聞かせください。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

用意していただいた資料のとおり、大体6項目ぐらいございまして、調査期間としては3年から4年程度かかっているのが今、実情でございます。

最初に、住民への説明ということで調査内容等は最初の年に始めさせていただきます、1筆調査ということで、土地の所有者の方にそれぞれ境界を確認していただくというような作業が2年目ぐらいになるのかなと思います。その確定したくいを測量することになるんですけども、それが地籍測量というんですが、これが3年目ぐらいで測量を始めまして、地積測定ですね、こういったことで今度は立ち会ったくいの測量を基に、各筆の面積等を計算で求めるというような作業でございます。

作ったことによって、今度は地権者の方に閲覧を20日間させていただいて、これが3年目後半ぐらいで、あとは登記所のほうに作った図面を送付させていただくということで、4年ぐらいかかるというふうに今のところは進んでおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

これは各行程ですね。市が自ら実施するのではなくて、民間の調査専門会社等に委託されるかと思うんですけども、そういう中で、そこが委託されてる状況とか、それから、そういう中で職員がこの調査に係る時間とか内容と手間とか、その辺はどのような状況になっているのでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

この業務は委託をさせていただいてやらさせていただいておるんですけども、土木課の職員2名が兼任してやらさせていただいております。

その中で、全く委託ということではなくて、立会いなんかはどうしても必要になるかと思えますけども、そういったところには職員に同行させていただいて、立ち会わせていただいておりますし、成果の閲覧ということで20日間閲覧させていただくときも職員が当然、現場においていろいろとご意見をお伺いいたします。

どうしてもできないのが、測量になるかと思えます。正確に面積だとか距離を測らなきゃいけませんので、そういったことは委託の中でやらさせていただくんですが、それでも必要に応じては職員が同行して立ち会ったり、トラブルなんかの回避ということでやらさせていただいているのが現状でございます。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

三番目のこれまでの事業費の状況について。

清須市ではこれまでに清洲地区で1か所、新川地区で1か所、春日地区で4か所、計6か所の

0.56平方キロメートルで地籍調査を実施しており、事業費は約8千400万円になります。

また、合併前に春日町で1か所、面積0.1平方キロメートル、事業費で約1千200万円を実施しておりまして、これらを合わせますと7か所で、面積0.66平方キロメートル、事業費は約9千600万円になります。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

たしか進捗率の答弁で、調査実施済み面積はたしか1.31平方キロメートルということでお聞きしたと思うんです。ここでは7か所で面積は0.66平方キロメートルということですが、半分ぐらいなんですけど、少ない理由は何でしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

地籍調査の中には純然たる地籍調査を実施した面積と、区画整理と地籍調査と同等の制度を有するという測量があります。これが主に土地区画整理事業になるんですけどもその土地区画整理事業を含めまして1.31平方キロメートルで完了ということになっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

そうすると、土地区画整理事業の中にそういう地球上の座標と明確に関係することが調査された内容がこれだけの面積があったということですよ。引くと0.65ですか、そういうことでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

そのとおりでございまして、区画整理事業として地籍調査と同等の制度を有する面積が0.65平方キロメートルになります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

そうすると、今現在、区画整理が市内では行われていますが、土地区画整理の今の推進中の区画整理の中ではそういうことが明確になっているのでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

今現在、市内ではたしか4か所の区画整理事業が進んでおります。それが完了いたしますれば、国への申請等をさせていただくと地籍調査と同等の制度を有する測量ということになります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それでは、先ほどの全部で7か所やられてますけども、筆数というのはどのぐらいでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

地籍調査の筆数につきましては、面積によってもいろいろ違うと思いますけども、少ないところで81筆です。多いところで約520筆ほどになっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

地籍調査にかかる事業経費ですけども、事業費の2分の1は国が負担すると。残りを都道府県と市町村で均等に負担するということですので、4分の1ですかね。特別交付税が80%交付されますので、都道府県と市町村の負担というのは、実質、事業費の5%になるということですが、その点、確認をしておきます。

それと、もう1点、一般の住民の方たちの費用負担というのは求めないということになっていますが、そのとおりでしょうか。2点お聞かせください。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

事業費につきましては、議員おっしゃるとおり、国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1ということになってはいますが、あくまでもこれは補助対象事業に対しての負担になりますので、この事業費の中にはどうしても補助対象にならない事業も含まれておりますので、その分につきましては、こういった2分の1だとか4分の1にはならないという事業費が含まれてきますので、よろしく願いいたします。

それから、あくまでも事業主体は市町村ということになっておりますので、住民の負担は全くございません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それでは、先ほどこれまでの事業費は9千600万円と言われましたけども、これの実質の負担額というのはどのくらいでしょうか。分かりますか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

約9千600万円のうち補助対象事業になっているのが6千100万円ほどになります。これに対して補助金等が入る事業になるんですけども、それ以外の単独事業といいますか、市が100%持たなきゃいけない事業費で約3千400万円ほどの費用が今のところかかっております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

4番目の今後の進め方、目標及び計画など。

現在、地籍調査は春日地区の長畑地区と蓮花寺地区の2か所を実施しております。地籍調査はこれまで地域からの要望書の提出があったところから進めてまいりました。土地所有者の理解と協力、とりわけ実施地区の自治会組織の全面的な協力がなければ事業遂行が難しいという特性があるため、実施希望の要望書提出という形で意思表示をした地区から事業実施をしていきたいと考えております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

先ほどの本市の進捗率は7.74%ということで、これから調査が必要な面積もかなりありますし、それから、土地の実態を正確に把握するためにも地籍調査というのは進めなければならないと思いますが、ご答弁では、地権者からの要望を待つといった受動的な、受け身的な姿勢でなく、もう少し能動的に事業を進めていく必要があるのではないかなど。この点はどのようにお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

今のところ地籍調査を進める地区の選定につきましては、市街化区域内の土地区画整理事業等が未実施の地域において地籍調査のメリットですとかデメリットを住民の方に周知いたしまして、住民が問題意識を持つような啓発を行って、ニーズを持った地区からというふうに考えております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

市民の皆さんの理解・協力が必要なんで、地籍調査の必要性や有効性をもっと意識を持って高めていくような働きかけも必要で、広報活動にも力を入れていく必要があるのではないかなと思います。

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、⑤の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

5番目の課題点についてお答えさせていただきます。

地籍調査につきましては、個人資産に関する関与となるため、境界の確認、立会い、相続関係も出てきますので、いろんな調査のための労力及び多くの時間を有することなどが課題であると認識しております。

さらに地権者の高齢化や清須市周辺に住んでいない不在化による立会いなどの実施困難など、調査に時間と労力が必要になり、このため、これらの費用も今後増加するのではないかと考えております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

人口減少や高齢化がどんどん進みますと、所有者不明の土地問題もだんだん顕在化してきますし、人の記憶というのはだんだんだんだん薄れてきまして、境界の明確化というのは急いで行わなければいけないと思います。

現実、公共事業などを進める様々な場面において、所有者の探索等のため多大な時間や費用、労力を要し、円滑な事業の実施への支障になっていることもあるかと思います。時間が経過すればするほど調査が困難になってくることも予想されますので、急いでやらなければいけません。今後の地籍調査のスピードを速めるため、どのように取り組まれていくお考えか、この件について建設部長にお聞かせいただきたいと思います。

その点と、先ほどもありましたけども、広報ですね、皆さんに理解していただけるための広報活動にも課題があるのではないかなというようなことも含めまして、いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

今、議員からご指摘のございましたスピーディにするための体制はどうかということですが、面積ですとか調査箇所、そういったものにもいろいろ差異は異なってくると思いますが、今後、愛知県内でも多くのこういう事業を行っているところ、進捗率の高い市町村というのがございますので、そういったところを参考に、今後、調査・研究をしてまいりたいということをおっしゃっています。

また、先ほども課長のほうからも言いましたように、周知ですね、こういった制度があるんだということについては、区画整理の立ち上げだとか、そういった場でもこういったことでこういう制度がありますよというようなことについては広報していきたいと、そんなふうにおっしゃっています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

最後にですね、地籍調査についての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

地籍調査、第2次総合計画の政策であります便利で快適に暮らせるまちをつくる、その施策の展開の1つでもありますね。正確な地図や地籍図や地籍簿を作るための地籍調査、大変難しい面もありますけれども、今後、計画的に進めていく必要があるのではないかとと思いますが、市長、どのようなお考えでしょうか、お聞きしまして、質問は終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

それでは、永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

今の議員のご質問と担当の答弁で大変重要な事業だということは承知してあります。実際にやったところは土地取引円滑化になったところもありますし、また、これから起こり得るであろう大災害が起きた場合の復旧にも効果が出るというふうに思っています。

7か所を今までやってきたんですけども、特に目に見てすぐ感じたのが、丸の内地区なんかは多分この地籍調査が引き金になって宅地開発が進んだのではないかなというふうに思っているん

ですけれども、引き続き努力をしていかないかんというふうに思っています。

一方で、個人の土地の権利をなぶるわけですので、所有者の方にも何らかのメリットがあるような形で見ると合意が得やすいかなと思うんですけれども、その辺のところ、担当のほうで工夫しながら、まだやってないところのPRを続けていかないかんというふうに思っています、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

終わります。

議長（成田 義之君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。午後の再開は1時より再開させていただきますので、よろしく願いをいたします。

（ 時に午前 11時40分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大塚議員の質問を受けます。

< 7番議員（大塚 祥之君）登壇 >

7番議員（大塚 祥之君）

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点、よろしく願いいたします。

1 都市計画マスタープランの進捗状況について

清須市都市計画マスタープランは、都市の将来像や土地利用の基本方針、都市施設の配置方針を明確にし、各地域のまちづくりの方針を定め、本市における都市計画の総合方針となっています。この計画が改訂され2年が経過しました。本市の将来ビジョンの確立と実現のために必要な都市計画マスタープランについて、以下お伺いいたします。

①本市の工業用地について、現行の用地では拡張が困難となっている既存事業者の規模拡大や住工混在の解消に向けた工場の移転等の受け皿の確保が必要となってきますが、今後の展望を見据えた事業者の現状のニーズの把握について

②防災・減災力の強化の面から、震災予防対策として安全なまちづくりを着実に進める一方で、甚大な被害が生じた場合に、都市計画マスタープランに記載している「震災復興都市計画」を行うための準備が必要ですが、本市の考えと現状の進捗状況について

③都市計画は、中長期的な展望の下で検討する必要がある、この都市計画マスタープランは概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、策定から10年後の2028年を目標年次と定めています。この目標達成のためのスケジュール管理について

大きく2点目、本市における新しいカラス対策の進捗状況について。

6月定例会の一般質問にて、新しいカラス対策に対し先進地などの情報を収集し、実施可能なものについては実証実験を行うなどして、永続的に効果のある方法の研究も引き続き進めていきたいとの答弁をいただきました。また、9月の福祉常任委員会でもカラス対策の質問に対し、東海市が採用しているカラスよけ鳥害対策テープを入手し、市内3地区において、ごみ置場でテストし、効果を検証していきたいとの答弁でありました。こうした新たな対策を講じていただくことはカラスの生息しにくい環境づくりに寄与していると考えます。

そこで、現在、本市が取り組んでいるカラス対策の進捗状況等について、以下お伺いいたします。

- ①鳥害対策テープを使った市内3地区の効果の検証について
- ②検証を踏まえた鳥害対策テープの普及と活用方法について
- ③行政としてできるカラスの個体数を減らすための取組について
- ④近隣市町との対策の協議について

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田でございます。

1の①についてお答えします。

市商工会、金融機関などと連携し、既存事業者と交流ができるよう働きかけをしています。ま

た、既存事業者が市外へ移転しないよう、事業者のニーズを把握するため個別に訪問し、設備投資や事業拡大などの動向把握に努めております。

なお、企業からの相談に対し、企業誘致課が総合窓口となり情報を一元化するとともに、庁内の調整状況報告会議を行い、問題点の整理などを進め、庁内体制の強化を進めているところであります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で個別に訪問し、設備投資や事業拡大などの動向を把握されているとのことでしたが、具体的な内容等をもし把握されていましてお聞かせください。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

具体的な内容といたしましては、事業用地が狭いことから市外へ移転を考えているといった内容や分散している工場を集約し、生産効率を上げるため、ある程度まとまった土地が欲しいといった内容でございました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で、企業から市外へ移転を考える、まとまった土地が購入したいとの答弁でしたが、企業誘致課としてこの問題に対してどのような対策等を考えられているかお伺いいたします。

議長（成田 義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

対策といたしましては、名古屋市に隣接し、広域的な道路網、鉄道網により高い交通利便性を有している本市の立地条件を生かし、都市計画マスタープランで位置づけられた区域内で新たな土地利用が可能であることを伝え、市外への流出防止に努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

現状、企業誘致の在り方が多様化しています。サテライトオフィスや支社工場といった地方拠点誘致だけではなく、本社機能移転や外国企業の誘致にも取り組む自治体も出てまいりました。地方創生による平成30年度の税制改正において小規模オフィスの移転及び拡充等を支援の対象に要件緩和や移転型事業の対象地域の追加等が実施されるなど、民間企業の本社機能移転を促進する政策メニューの充実・強化が図られています。

企業誘致に関しては複数の自治体が連携する体制も見られるようになってきております。今の答弁で都市計画マスタープランで位置づけた区域内で新たな土地利用が可能であることを伝え、市外へ流出防止に努めていくとのことでしたが、企業誘致におきましては、柔軟な補助金制度なども重要なポイントの1つなのではないでしょうか。本市におきましても、新規企業の立地や既存企業の規模拡大に対し積極的な支援を行うことが必要だと考えます。これまで行ってまいります個別訪問プラス各企業にアンケート調査を随時行っていただいて、事業者のニーズや動向をしっかりと把握し、地域の雇用の機会の確保、税収アップにつなげていただくことと、市内外の事業者に対し広く情報を提供し、市にとって有益な企業誘致を進めていただくことを要望いたしまして、次の質問をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。よろしくお願いたします。

②の震災復興都市計画についての本市の考えと進捗状況についてお答えさせていただきます。

震災復興都市計画については、緊急かつ円滑に市街地を復旧する上で大変重要な取組です。災害時に早急に対応するため、地域防災計画など各種計画と連携を図り、地域住民との合意形成の下、計画的な市街地整備を進める必要があると考えております。市では、県の開催する震災復興都市計画の模擬訓練に参加し、知識の習得に努めております。また、今後、密集市街地の状況調査を実施し、震災復興都市計画に必要な基礎データを収集することを予定しております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今後、密集市街地の状況調査を実施し、基礎データを収集する予定とのご答弁でしたが、この具体的な内容をお聞かせください。

議 長（成田 義之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

基礎データの収集としまして、道路及び消防水利の状況調査を実施する予定です。道路台帳データ等を活用し、幅員別の道路延長、位置状況により狭隘道路状況等を調査します。消防水利につきましては、防火水槽や消火栓などの位置状況により、延焼危険度を調査いたします。これらの調査により、密集市街地の今後の防災まちづくりの基礎資料として活用できるものと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

震災復興都市計画において、他の自治体になりますが、想定される震災が起こる前に、その被害を見越して事前に復興まちづくりについて考えること、また、被災前にできることをやっておくという事前復興まちづくりの取組が促進されるよう事前復興まちづくり体験を開催し、住民、もちろん職員でまち歩きをしながら、結果図や復興まちづくり提案図を作成し、大震災に備えるまちづくりにおける地域の方々との話合いのきっかけにもしております。本市におかれましても、震災復興都市計画の推進にこの取組が役に立つと考えますが、これについてのご所見をお伺いいたします。

議 長（成田 義之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

事前復興まちづくり体験は、住民の皆様が自分たちの住むまちの災害リスクを知ることができ、地域の防災性を向上することにつながる大変有益な取組であると考えております。今後実施する

密集市街地の状況調査が完了した後に、関係機関と連携を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

私も、事前復興まちづくり体験は災害のリスクを知ることができ、地域の防災性の向上に大変有益な取組だと考えております。

先ほど、関係機関と連携を図り、検討していきたいとのことでしたが、危機管理課を始め様々な課の協力・連携がこの事業を推進していくためには必要不可欠だと考えております。最初の答弁にありました震災復興都市計画模擬訓練におきましては、被災時に震災復興都市計画を実施する人材の育成をする目的で、県・市町村職員を対象に行われており、この情報や取組も関係各課で共有し、いろいろな意見を出していただくことで、よりよい計画の策定につながっていくと考えます。

また、都市計画マスタープランにおける柔らかな区画整備や空間再編賑わい創出事業の活用も震災復興都市計画において有効な手段になると考えます。ぜひ、この状況調査が完了後に関係各課で連絡協議会等を開催していただきまして、これについてお話をしていただくことを要望しまして、次の質問をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

それでは、③の目標達成のためのスケジュール管理についてご答弁申し上げます。

平成30年度末の都市計画マスタープランの改訂を受け、前年度は都市計画に関する基本方針を策定いたしました。その方針に基づき、今年度より土地利用に乖離のある地区のうち、都市計画マスタープランにおいて拠点と位置づけた地区等において用途地域の変更に向けた協議を県都市計画課や関係地権者と行い、計画的に用途の変更を実施してまいります。

また市街化調整区域内の土地利用についても、区画整理の推進に動き出している地域がありますし、開発の相談などは企業誘致課と連携を図りながら、県都市計画課や産業立地通商課と調整を行い、誘致希望の企業に対し、個別で対応を進めているところでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

現状は、都市拠点や地域拠点を中心とした区画整理事業が進捗しております。ただいまのご答弁の中にありました市街化調整区域の土地利用における区画整理の推進に動き出している地域もあるとのことであります。用途地域の変更に向けた協議を推進し、企業誘致課と連携を行い、個別に対応していただいていることは本市にとって有益につながると考えます。都市計画に関する基本方針を策定し、将来ビジョンを具現化する中で、詳細な都市計画マスタープランのスケジュール管理が必要になると考えます。このスケジュールの策定等ですね、情報の開示を要望いたしまして、大きい1つ目の質問を終わります。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

生活環境課長の所です。

2の①の質問についてお答えいたします。

本年5月に市内の西市場、上条、土田の3地区3か所において試験と検証を兼ね、鳥害対策テープを設置しております。従来のカラスよけネットを適正にご使用いただいていることが前提とはなりますが、太陽光による反射、風になびく不規則な動き、テープ同士がこすれ合い発生するかすかな音にカラスが警戒し戸惑っている様子が伺え、設置箇所においては、ごみ散乱等の被害が格段に減少している状況を確認できており、一定の効果が得られております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ごみが散乱等の被害が格段に減少しているという答弁でありました。これは非常に評価に値すると思います。今後も新しいカラス対策の情報を収集していただきまして、この鳥害対策テープと同じ実施可能なものについては検証していただきますようお願いして、次の質問をお願いします。

議 長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

2の②の質問についてお答えいたします。

普及につきましては、本年10月1日より生活環境課窓口にてカラスよけネットの貸出しの際にカラス被害の有無をお尋ねし、希望者に対し4枚入りワンセットを配布しており、引き続き効果の検証範囲を市内に拡大してまいります。

また、活用方法につきましては、カラスよけネットと鳥害対策テープを併用して使用していただくことで、これまで以上の効果的対策が図れると考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁でカラスよけネットと鳥害対策テープを併用して、これまで以上の効果的対策が図れるということでしたが、こちらはカラス対策に対して大変有効だと考えております。

しかしながら、この鳥害対策テープ導入に当たってのコスト面で何か問題等はございませんか。お伺いします。

議 長（成田 義之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

今後は検証範囲を市内に拡大していくわけですが、製品の材質上、プラスチック製の反射テープに結束用のはとめ金具がついているだけの簡易的な製品であり、既決予算内で支出可能と考えます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

次の質問をお願いします。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

2の③の質問についてお答えいたします。

狩猟登録団体である清洲猟友会に有害鳥獣駆除の従事者証を交付し、市の公共用地である外町コミュニティセンター敷地内にカラスの捕獲おりを設置し、11月より対処捕獲を開始し、個体数を減らす取組を行っております。

捕獲数につきましては、年間300羽を予定しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

11月より対処捕獲を開始されたとのことでしたが、この1か月で捕獲した個体数は把握されておりますでしょうか。

また、捕獲数が年間300羽の予定をしているということですが、これ以上、捕獲数を増やすことは可能なのでしょうか。

また、最後になります。外町コミュニティセンター敷地内の捕獲おりの検証は必要だと考えていますが、今後、本市の別の地域にてこの捕獲おりを増設していく予定はありますでしょうか。

以上、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

1か月間の捕獲数は合計30羽となっております。捕獲数を増やすことは可能でございます。

捕獲おりの設置に最適な場所は、カラスの攻撃性も考慮し、あまり人目につかない場所で管理がしやすく、立入りに制約を伴わない公共用地敷地内と考えております。外町コミュニティセンター敷地内においては、五条川左岸堤防直下で人目につきにくく、公共用地で、かつカラスの営巣地であるため設置しており、これらの条件を満たさない場所での設置は市民に対する危険度が増すと考えますので、捕獲おりを増設する予定はありません。

以上です。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今の捕獲おりに関しましては、条件プラス市民に対する危険度を重視されているということです。分かりました。

では、最後の質問、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

2の④の質問についてお答えいたします。

鳥害対策テープにつきましては、令和元年7月の廃棄物関係連絡会議の議題で話し合われた際、カラス被害に対し一定の効果が期待できると東海市が発表し、当市がいち早く導入した経緯があります。

今後も近隣自治体との情報交換を継続し、カラスの視覚や聴覚、嗅覚に効果を発揮できる新たな忌避対策についても調査・研究を重ねてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

鳥害対策のテープの導入や本市の設置した捕獲おりの件につきましては、近隣市町への情報共有はされていますでしょうか。もし、されているようでしたら、その情報による近隣市町の反応というのはいかがだったでしょうか、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

あま市や北名古屋市、豊山町の環境担当職員とは頻繁に交流がありますので、当市が採用した新しいカラス対策につきましては、様々な機会を通じ情報を共有しており、今後、当市の対策が拡散していくと考えております。

また、当市が鳥害対策テープを知ったきっかけでもある廃棄物関係連絡会議が来年の7月に開催予定であるため、その席上での積極的な情報提供や情報共有も考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

近隣市町との情報提供や情報共有などは、カラス対策における必要な連携だと考えております。本市における鳥害対策テープ等の対策を拡散していただくとともに、さきの答弁にあった市民の安全を守るために捕獲おりの増設をする予定はないということでしたが、近隣市町におきましては可能な設置場所等が見つかるかも分かりません。こういったお願い、要望を情報共有・連携の中でまずしっかりと伝えていただきたい。

生活環境課におかれましては、カラスの営巣地を調べられたり、新しい効果的なカラス対策を前向きに検討され、大いに期待が持てるものだと考えております。これからも近隣市町との連携をしっかりと密にいただきまして、本市における、ここで終わりではなく、カラス対策の拡充を検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

ご答弁、ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、新世代の山内です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からは、公園内及び公園付近の安全性向上についてでございます。

ここ最近、不審者メールが頻繁に配信されており、市民の方から不安の声が上がっています。同世代や近隣地区の子どもが被害に遭った場合、環境や境遇の似た方や子を持つ保護者の心配は想像に難しくありません。

市民の憩いの場となる公園は、子どもから高齢者まで、実に多くの方に利用されていますが、子どもや女性を狙った犯罪が起こる確率が非常に高い場所でもあります。公園や公園付近での不審者が増加傾向にあると思われる中、今後は、「犯罪者が狙いにくい」「犯罪を寄せつけない」

地域づくりが求められており、防犯の観点から公園づくりをしていかなければなりません。

また、公園は、朝はグラウンドゴルフを楽しむ高齢者、夕方前からは保育園や学校から帰ってきた子どもたちと利用者を変え、にぎわいを見せています。しかし、その時間帯は朝夕の通勤ラッシュと重なることにより公園周辺を通過する車も増え、先を急ぐことで速度や安全確認をおろそかにしがちであると考えられます。そんな中、子どもたちや高齢者を交通事故から守るということも必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、以下4点お伺いします。

- ①不審者情報の件数の推移について
- ②公園内での防犯対策について
- ③公園への防犯カメラの設置について
- ④公園付近での交通事故防止対策について

以上4点、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、楢本総務課長、答弁。

総務課長（楢本 雄介君）

総務課長、楢本です。

不審者情報でございますが、きずなネット、すぐメールによって情報提供させていただいている件数で答弁させていただきます。

直近の3年のデータで、平成30年度29件、令和元年度18件、令和2年度11月末で31件となっており、前年同時期比で約2倍の情報が寄せられております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁ありがとうございます。

本年度は実に2倍近くと通報件数の増加が顕著ですけれども、この原因についてご見解をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

楢本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

今までも地域、学校、行政、警察など様々な防犯活動や啓発が行われておりましたが、メールを利用した一斉に不審者情報が共有される仕組みが子どもたちに受け入れられやすく、防犯意識が高まったということが挙げられます。

情報の伝達が身近になったことから、今まで見過ごされていたことも通報され、以前より多くの情報が集まっていると思われれます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

防犯意識の高まりによって、今まで報告されていなかった情報が配信されたということですので、軽微な事例も多いと推察されるんですけども、逆に、犯罪すれすれの案件もあってしかりだと思えます。それらを踏まえましても、防犯意識を高めていくことは必要だと思えます。今後とも有用な情報提供にご尽力くださるようお願いいたします。

次に、これも市民の皆さんからご意見が多い問題なんですけれども、不審者情報の詳細な内容が少な過ぎるといご意見を頂くんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

不審者情報等につきましては、すぐメール及び保護者対象のきずなネットで同時配信しております。配信基準につきましては、不審者の出没地区や危険度により一定のルールを設け、教育委員会と協議後、配信をしております。

また、実際に被害に遭った方が特定されないような配慮とともに、個々の事件により判断しているケースもございます。

以上でございます。

2番議員（山内 徳彦君）

あくまで被害者を守るためということで理解いたしました。

それでは、学校教育課にお尋ねしますが、不審者情報を見ていると、小中学生の被害が比較的多いように思われれます。これは学校区内で不審者情報があった場合、対象学校の下校時の対応

などのマニュアルというのは用意されているのでしょうか。

議長（成田 義之君）

加藤教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

特に対応マニュアルというものがあるわけではございませんが、事案によっては教育委員会や各学校長の判断により下校時に先生が付き添うなど、各学校児童生徒の安全を確保できるように、安全最優先での対応を行っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

児童生徒の安全を第一にというご答弁、ありがとうございます。

今後も不審者情報を生かした安心・安全の確保をお願いいたしまして、次の答弁をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。よろしくお願いたします。

公園内での防犯対策につきましてご答弁させていただきます。

公園は地域の憩いの場であり、幼児から高齢者まで多くの方々に利用されております。利用者が公園を安心・安全に利用できるように、また犯罪者が近づきにくくするためには、適正な管理はもとより、公園内が外部から見通せるなどの人の目の確保と地域の人々が集まりやすい環境づくりが重要と考えます。

市内公園のほとんどが規模が小さく、外部から公園内が比較的に見通せる形態となっておりますが、さらに通行人や周辺住民から公園内の見通しがよくなるよう樹木の剪定や照明設置などの対策を図り、防犯対策に努めております。

また、公園の花や緑の充実や施設を清潔に保つことで利用者に憩いや潤いを与えることができ、それらの管理を地域の方々にご協力いただくことで住民の存在が感じられ、不審者が心理的に近

づきにくくなるのが期待できますので、今後も市民の方々に管理に関わっていただけるよう働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁、ありがとうございます。

今後は安全性を確保した公園づくりが必要になってくると考えております。まず、垣根等で外からの視線を遮断し、公園内の様子が見えにくい公園というのは、その死角を利用して不審者、または犯罪者が滞在しやすくなるというデータがありますが、この点を踏まえて、今後、植え込みを視認性のいいフェンスに変更していくといったことはお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

先ほどの答弁でもいたしましたように、公園の樹木については外部からの見通しを確保するよ
うにという管理を行っておりますので、植え込みを一律にフェンスに変更するということは考
えておりません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

植え込みをフェンスにするということはお考えにないということだったんですけれども、1つ
例を挙げますと、東須ヶ口公園にあるセメントでできた山の遊具があるんですけれども、そこに
トンネルがついているんですよね。そのトンネルが外部から見えにくいこともあって、これは地
元の住民の方に聞いたんですけど、一度、子どもがそのトンネルの中に連れ込まれたというこ
とがあったようです。その意見を聞きまして、それから私、現場を見に行っただけなんですけれども、や
はり外から垣根で中が全然見えない状態だったので、一部そこを低く切ってもらって中を見える
ようにしていただいたんですけれども、このような問題があったところにもフェンスに交換する
ということはどうでしょうか。

議 長（成田 義之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

繰り返しになってしまうんですが、公園の防犯対策については、公園内が外部から見通せるよう、人の目を確保するなどの適正な管理と地域の人が集まりやすい環境づくりが重要とは考えております。しかしながら、公園の規模や位置、周囲の環境により状況は異なることもございますので、今後もそれぞれの状況に応じた対応はしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（成田 義之君）

山内議員。

2 番議員（山内 徳彦君）

状況に応じた対応に期待しております。特に公園トイレ等、犯罪が起こる可能性の高い箇所には注意を払っていただきたいと思えます。

また、公園内の安全につきましては、近隣住民の安全への意識を高めていくのも必要だと思います。今後とも安全な公園づくりにご尽力いただきますようお願いいたしまして、次の質問をお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、初めに、長谷川建設部次長答弁、続いて、榎本総務課長、答弁、よろしくお願いたします。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

まず、都市計画課長、長谷川から答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、樹木の適正管理や照明設置などの安全対策に努めております。したがって、公園管理者といたしましては、現時点において公園内に防犯カメラを設置することは考えておりません。

以上でございます。

総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

本市といたしましては、公園に限らず地域が自主的に取り組む防犯活動を支援するため、ブロックへの見守りカメラ設置補助として事業の推進をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

それでは、現時点で公園へのカメラの設置は何件ぐらいありますでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

見守りカメラ設置補助によります設置台数は、5台でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

この5台というのは、1つの公園に5台なんですか。それとも5つの公園に1個ずつ5台なのですか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

5か所の公園に1台ずつの設置でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

5か所に1台ずつであるということだったんですけれども、市内の公園数に対して現時点での公園への設置率はかなり低い状態だと感じます。これは各地域が見守りカメラへの必要性を感じていても申請や維持管理への不安、そして地域役員が毎年度入れ代わり、手続が進まないということが考えられると思いますが、いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

現在、見守りカメラの設置補助を利用して設置したカメラは50台ございます。約1割が公園

内の見守りに利用されているわけですが、設置場所は地域で決定しておりますので、そのような理由で公園の設置台数が少ないというご指摘には当たらないと思います。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

設置場所をどこにするかは地域の総意で決定しているためということですが、それでは、公園内にカメラを設置する有効性についての認識についてお尋ねします。

設置者は市とは限りませんが、駅や公共施設、商業施設には導入が進んでおります。これはいわゆる公共的な場所で不特定多数が集まるため、最優先で設置が進んだのではないのでしょうか。同様に、不特定多数の人が集まる公園も公共施設です。公園は地域主導ではなく別枠で考えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

カメラの犯罪の抑止効果は社会的にも認知されているところでございます。しかしながら、それだけで犯罪防止が可能というわけではなく、様々な防犯対策を複合的に実施する、そういうことが肝要であると考えております。

最大の抑止効果は、地域全体で防犯意識を高めることとでございます。その機運を醸成することにもこの制度に期待を込めておりまして、補助金制度の利用には地域防犯活動を実施していただくことを条件としております。したがって、地域の永続的な防犯意識を維持していくという観点からも、地域の管理をお願いしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁のとおり、犯罪防止は地域全体で行っていくことは効果的であり、市の意図する地域防犯意識の醸成が副次的にも少子高齢化への対応や災害時の助け合いの仕組みなどを育むと理解しております。しかし、現代において犯罪は巧妙化、凶悪化しており、弱者である子どもや高齢者の憩いの場所である公園は市の責任において安全を確保していただきたいと要望いたします。

す。

見守りカメラの設置についての方針は理解しましたが、1回の申請あたり何台のカメラが取り付けられるのでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

補助金の上限が50万円でございますが、台数の制限はございません。設置費等を含めて地域でやりくりをしていただいておりますので、実績といたしましては、1申請あたり平均3台程度設置されております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

全ての申請が50万円の枠を使用しているかは分からないんですけれども、1申請あたりの設置台数が少ないような感じがします。これについて説明があれば何かお願いいたします。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

カメラや録画設備のグレード、設備を設置する場所によって費用のかかり方が違うと思われま

す。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

公園への設置が少ないことの原因に、そもそも今の補助金額では多くの台数のカメラをつけることができないからではないかなと考えるんですけれども、現行の補助金の金額の上限、これを上げるといふ考えはありますでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

どこに設置するかということは地域の優先順位の結果でございます。したがって、その件につきまして因果関係は薄いと思います。

また、補助金額でございますが、制度発足当初は上限50万円が2ブロックという枠で実施をしておりました。平成30年度から倍増させまして、4ブロックの申請を受け付けおります。先ほど申し上げた犯罪の未然防止の他に地域防犯活動の活性化という目的もございますので、多くのブロックに利用していただくためにも、1申請あたりの上限を増額させるという予定はございません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

限られた予算ですので、理解させていただきます。

では、他にカメラの台数を増やす手段というのは何か考えられていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

全てではございませんが、ご指摘のあったとおり、多くの台数が設置できているということは言い難いと思っております。設置方法等に工夫があれば費用を軽減でき、カメラの設置台数を増やすことができる可能性も否めません。機器の選定や設置方法について複数の業者等から情報収集をし、申請地域へ助言をしていきたいと存じます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

限られた予算を有効活用し、1台でも多くの防犯カメラが取り付けられるようご尽力いただきたいと思っております。

最後にもう1つ提案なんですけれども、最新の防犯カメラは、認知症で徘徊する高齢者の早期

発見や子どもの居場所が確認できるものもあります。GPSやBluetoothと連動させ、保護者や家族のケータイから位置情報を把握できたり、通過情報や行動履歴をメール機能でお知らせするものもあります。こういった見守り機能を備えたカメラであれば、犯罪の抑制だけでなく、地域の安全と安心がより確保されると思いますが、導入のお考えはありますでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

そのような機能を備えた防犯カメラがあるということは承知しております。ただし、そういったハードウェアの進歩は日進月歩でございますので、今後もっと多機能なカメラも登場してくるかと思えます。他の自治体の運用状況も含め、常時、情報収集はしておりますが、どんなにハードウェアが進歩しようとも運用は人でございますので、地域ぐるみでの防犯意識の向上を最優先に考えて本制度を継続し、浸透を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁にありましたが、近隣住民の防犯意識を高めるのはとても重要なことであり、すばらしいことだと思います。しかし、ハード部分の整備によって一定の防犯効果が得られるのも事実です。

防犯カメラの効果は、不審者や犯罪者への威嚇・抑止効果はもちろんのこと、不法投棄や落書きなどにも効果を発揮します。また、公園内で事故や事件があれば付近の住民は大きな不安を抱えることとなります。また、自然災害や火災のときなど、緊急避難場所にもなっている公園もあり、カメラが設置されていれば緊急時に必要な情報を得るための1つの方法となります。ここはぜひ市民の安全を守るということを念頭に置き、地域にもご協力をいただきつつ、市が先頭を切ってご尽力をいただけますようお願いいたします。次の質問へお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、榎本総務課長、答弁。

総務課長（榎本 雄介君）

公園周辺という限定的な対象に限らず、市民に対して交通事故死ゼロの日啓発、保育園等の交

通安全教室、小学校自転車教室など、様々な啓発活動を通年開催し、交通安全意識の向上を図っています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

安全確保についてのご答弁、ありがとうございます。

まず、ドライバーへの注意喚起のため利用されている飛び出し坊やとか飛び出し君と呼ばれる、児童が道路に飛び出して自動車などの接触をする事故を防止する目的で通学路などに設置している看板がありますが、これを公園の危険場所に設置するということはどうでしょう。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

注意喚起の看板につきましては、地域からの申請を持って設置を検討いたしておりますが、積極的な設置は考えておりません。

看板を設置することによりまして見通しが悪くなり、事故を誘発したり、看板が不審者の身を隠す場所に使用されるという事例も見られます。また、完全な固定物ではないため、老朽化や強風による危険も指摘されることが多くなってまいりました。現地調査を経た上、ご相談のあった地域と十分な検証をして対応してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

では、公園周辺の交通の安全を確保するためにカーブミラーの設置を望む意見が多いのですが、このカーブミラーはもともと地域からの要望があってから取付けということになっています。やはりこれに関しても市が積極的に取り付けていくということはないのでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

カーブミラーの設置につきましては、道路管理者によるものでございますが、ご質問のとおり、地域からの要望を経て設置の適否を検討されるものと承知しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

私のところへもカーブミラーや街灯の要望というのは多く頂くのですけれども、なかなか設置に関する承諾書はそろわないとか、そういった原因でなかなか取付けに至らないことが多いのですけれども、これに対して市として何かそういったことを関与するというか、助言を与えるとかの手助けをすることはできないのかなと思うんですが。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

地域の事柄、自治会内部の意思決定にまで積極的に関与していくことは大変難しいことでございます。事前のご相談やご助言といったことについてはさせていただきます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

もう1つ、すみません。付近を通るドライバーへの注意喚起として有効だと考えられている交差点部分のカラー舗装なんですけれども、こちら地域からの申請がなければ実施できないという認識でよろしいですか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

先ほどご質問がありましたカーブミラーと同様に、道路管理者によるものですので、地域からの要望を経て設置の適否が検討されるものだと承知しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

いろいろとご質問させていただきましたが、公園に関する危機管理、防犯、交通安全については、やはり地域からの要望がなければ市は動けないといった理解でよろしいですか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

基本的にはそのプロセスを踏んでいただくというルールで運用しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

しつこいようですけども、市としては地域からの申請がない限り、危険性を感じていたとしても、基本的には率先して行動はできないということでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

市として明らかな危険箇所を認知した場合、既に既成済みの標識が倒れている、そして、道路が陥没しているなどの情報があった場合、申請があるなしにかかわらず、速やかに、警察・道路管理者と協議の上、安全確保に向けた対策や規制、修繕の要請をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

分かりました。

市としては、新たな危険については地域の総意を確認せず行動することは難しいけれども、明らかな危険箇所を確認した場合は、警察や道路管理者に要請をしていただけるということで、ありがたく受け止めます。

今後も市民の安全や生命を守るため、危険と思われる箇所は引き続き相応の対応をしていただ

けるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

次に、松岡議員の質問を受けます。

松岡議員。

< 1 番議員（松岡 繁知君）登壇 >

1 番議員（松岡 繁知君）

議席番号 1 番、清政会、松岡繁知です。

議長のお許しを頂きましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、これからの学校運営についてとなります。

新型コロナウイルスの感染予防もあり、社会全体が大きな変化を余儀なくされ、学校に通う児童生徒もその影響を受けております。現在も、第 3 波と言われる感染拡大の影響で、経済や社会に打撃を与える可能性のある中、生活を過ごさなければならない状況にあります。国が決断した「経済をとめない」「感染を広げない」という、ある意味真逆の政策を共に突き進むように、学校に通う児童生徒も「学びをとめない」「感染を広げない」取組を今後も行っていかなければならない状況にあります。

現在は、感染拡大の理由の一つでもある「家庭内感染」のリスクが増大しており、親から子どもへの感染も報告されています。「感染を広げない」取組により、学校を消毒等で休校する判断ももちろん大切なことです。しかし、その反面で、教育の時間、学びの時間に負担がかかることを避けなければならない状況にあり、児童生徒だけではなく、教職員の負担にもなっております。

この状況下、全児童生徒へのタブレットの支給、教職員の働き方改革を始め、現状の学校運営も大きく変わってきております。今後に向けてしっかりとした「教育」「学び」「集団行動」を行うことができる学校運営の土台を構築させるために、現状、そして展望について質問をさせていただきます。

①タブレットを使った授業の構築について

②教職員の多忙化・勤務内容について

③部活動指導員の導入について

質問させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願ひいたします。

①の質問についてお答えさせていただきます。

各小中学校の教員による清須市教育 I C T 推進委員会において、1人1台のタブレット端末を積極的に活用することにより、より分かりやすく、楽しい授業ができるよう検討しているところでございます。

タブレット端末の特徴を効果的に活用することで、文部科学省が示す I C T を活用した指導方法に基づき、分かりやすい一斉学習、一人ひとりの能力や特性に応じた個別学習、子どもたち同士が教え合い、学び合う協働学習を目標に、各科目の学習場面で有効に使えるような授業の構築を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

改めてとなる質問なんですけど、現在、全児童生徒へのタブレットの支給の時期、そして、W i F i 等のネット環境の整備の現状について質問します。

よろしくお願ひいたします。

議 長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

タブレット端末につきましては、全児童生徒へ令和3年2月末までに支給が完了する予定でございます。なお、小学校6年生及び中学校3年生につきましては最終学年であるため、他学年より先行し、1月末から2月中旬ぐらいまでに支給ができるように検討をしております。

また、ネットワーク環境整備につきましては、現在、各小中学校にて工事を施工中で、令和3年1月末頃にはW i F i 環境の構築が完了する予定でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

この社会状況下において早期の決断、整備は大変頼もしく思います。この環境整備の一番の目的は、教育における I C T 推進のための環境整備であると思っております。そして、その環境整備と同時に I C T を活用した教職員の指導力向上、そして授業内での I C T の積極的な取り入れを行っていかねばなりません。先ほどの答弁にもありましたが、清須市教育 I C T 推進委員会などで検討会を行っていると聞きましたが、現状の教職員の指導力向上に向けた取組をお聞かせください。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

初期研修として、ソフトウェアメーカーによる研修サービスを活用し、タブレットの使用方法や教育支援ソフトの授業活用方法などの研修を検討しております。

また、今後においては、他市町の実践例の研究や I C T を活用した授業づくりといった、より実践的な研修の実施、I C T 支援員の増員の検討など、切れ目のない I C T 指導力の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

その研修が現在行われている中なんですけども、来年度早々どのような形で授業に取り組むといるところはでしょうか。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

タブレットの活用により、教員が児童生徒のタブレット端末の画面をリアルタイムで確認・集

約することで、これまでの発表形式による授業では取りこぼされていた意見や回答を反映させ、多様な価値観の下で事業を実施することが可能になります。

また、導入の検討をしている授業支援ソフト、大型提示装置などを活用することで板書時間を短縮できるだけでなく、より視覚に訴えかける効果的な授業展開が可能となります。これらを組み合わせ、より分かりやすく、楽しい授業ができるように検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ただいま答弁いただきました授業支援ソフト並びに大型提示装置、こちらの早期の導入をまたよろしく願いいたします。

この環境整備は、現在のコロナ禍においても活用されていくものと私は思っております。今では多くの企業が活用するリモート会議のようなりモート授業も行うことが可能だと思います。そして、けが、病気などで入院しなければならない生徒でも、感染対応などで学校を長期休校させなければならないときなども想定し、学びを止めない取組を構築することが結果的に感染を広げない取組にもつながっていくと思います。

まだまだコロナ感染の収束が見えない状況です。タブレットを使った状況の幅広い活用の早期の構築を進めていただき、児童生徒を始め保護者の方々に不安から安心に変えていくことを強く要望し、次に質問に行きます。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

教職員の多忙化の要因となる主な勤務内容としましては、消毒を含む新型コロナウイルス感染症対応、部活動指導、保護者対応、登下校指導、生徒指導などがあると把握しております。多忙化解消に向けた取組といたしまして、スクールサポートスタッフによる日常の消毒作業、タイムカード等による出退勤の可視化、校務支援システムの活用による校務の効率化・負担軽減など、様々な取組を行ってまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁にありましたスクールサポートスタッフとはどのような方々でしょうか。そして、その方々はどのような業務を行ってみえるでしょうか。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

スクールサポートスタッフは、ハローワークで募集して採用したり、学校関係者からの紹介で採用した方で、1日6時間、週5日を限度として、主に学校施設の消毒・清掃・換気作業などを行っております。基本的に各校1名の配置をいたしました。学校休業中の大学生にも一時期サポートスタッフとして採用し、業務に従事しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

他に今後導入予定並びに多忙化解消について何か考えはありますか。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今後は導入されるタブレット端末等も有効に活用して、授業教材作成など、授業準備の効率化、負担軽減につながるよう検討してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

こちらの教職員の多忙化解消についても、タブレットというのは今後活躍してくる場面が多々出てくると思いますので、ぜひ、よろしくをお願いします。

現在の状況下の中で、消毒や飛沫対応等、教職員が対応しなければならないことが増えているのが現状です。外部団体と連携し、教職員の一歩の意義である教育者としての時間の確保に支障が出ないように、今後も取組をよろしく願いいたします。

また、保護者対応、生徒指導は学校生活に直結している部分等ありますが、登下校の安心・安全などは地域の連携で賄える部分でもあると思います。現状の安全協会、交通指導員、そしてPTAの方々の力を頂きながら、今後とも協議をしていっていただきたいと思います。

次へをお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

③の質問についてお答えさせていただきます。

部活動は学校の教育活動の一環として実施していることから、教師が顧問・指導者となり、部活動ガイドラインに基づき、児童生徒への指導育成に努めているところであります。そのため、現在のところ、部活動指導員の導入は行っておりません。今後、近隣自治体の状況について調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

教職員の多忙化、勤務内容の先ほどの答弁でもありましたが、多忙化の1つでもある部活動の指導というのは、教職員の方々の1つの多忙化の原因になっていると思っております。先ほどの答弁の中で、学校の教育活動の一環という言葉がありましたけど、そういう考え方も教職員によっては強い思いで行っているということもあると思います。しかし、スポーツ庁の調べでは、中学校の46%の教職員、約半分の方々が部活動競技の競技経験がない中で顧問を行っているという報告が出ております。現在、本市の中学校の顧問というところに携わっている方々の現状というのはどうでしょう。

議 長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

本市の中学校においても、約半分程度の教員が競技経験のない部活動の顧問を行っているのが現状だと聞いております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

本市においても例外ではないということです。部活動指導員の導入は、教職員との年間計画支援などの協力の部分や役割分担などの連携の部分でも行うことができ、多忙化解消の1つになると思われま。そして、児童生徒に実技経験のある方からの技術的指導も受けられ、運動能力の向上、将来の目標も与えられる可能性が期待されると私は思います。

本市においても、企業のプロスポーツ団体、そして体育協会加盟の地域スポーツ団体などが多くありますが、地域とのつながりの面ではどのようにお考えでしょうか。

議 長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

企業のプロスポーツ団体等では、バレーボールチームのウルフドッグス名古屋、ハンドボールチームのブルーファルコン、バスケットボールチームのスコープオンズ、ファイティングイーグルス名古屋などとのつながりがあり、地域貢献等をしていただいております。特に、ウルフドッグス名古屋は市と協定を結び、スポーツ課と連携して清須市の小中学生にバレーボール教室を開催するなどしていただいております。

このように、プロスポーツ選手を間近で見て一緒に競技を行うという経験は小中学生にとっても貴重であり、また、直接指導もしてもらえることは技術向上などに大変効果があることだと考えます。本市といたしましても、このような地域とつながりを持ち続けることはとても重要なことだと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁のとおり、本市は多くのプロスポーツ競技で活躍されている企業があり、体育協会においても幅広い年代で活躍され、多くの経験値を持った方がたくさんおります。地域のつながり、指導力向上、教職員の多忙化解消などの観点からも、今後導入の検討をよろしく願いいたします。

今回の質問の中で、G I G Aスクール構想を見据えた取組、教職員の多忙化解消に向けた取組、このコロナ禍においても学びを止めない取組と、現状を解消し、未来に向けた土台を構築するために、今このときの決断・改善・導入こそが次世代に向けた大きな一歩になるのではないかと私は思っております。

行政、現場の教職員の方々はとても大変な状況にあるとは思われますが、これからの学校運営に幅広い視野、未来を想定した計画での取組を期待して、私の質問は終わります。

以上です。

議 長（成田 義之君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

ここで、2時20分まで休憩にさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（ 時に午後 2時08分 休憩 ）

（ 時に午後 2時20分 再開 ）

議 長（成田 義之君）

休憩前に続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく3つの質問を行います。

初めに、コロナ禍で見直される少人数学級と適正規模であります。

①少人数学級の実現を

「すし詰め学級」と表現された多人数の学級を解消するために義務標準法が制定された1953年以来、法第3条2項に定める学級編制標準を改正することで、少しずつ学級編制標準の見直しが1964年から行われてきました。それが、今回のコロナ禍をきっかけに、改めて少人数学級の必要性が認識され、実施を求める声が広がりを見せています。「物理的に安心安全な学校をつくっていくために、少人数学級は必要」と考えますが、見解を伺います。

②適正規模について

清洲中学校区は児童生徒が増加傾向にあり、教室不足が生じるなど教育環境への影響が懸念されており、良好な教育環境の確保に向けた取組が求められます。現況において児童生徒増加への対策については、一時的余裕教室・特別教室の転用により教室の確保を図るなどの対処療法となっています。人口の増加地域において良好な教育環境を確保するための学校規模と教育環境の考え方を伺います。また、本市の小・中学校の「学級数による学校規模の分類」と「学級数」及び規模別校地面積（運動場）が基準に照らしてどういう状況にあるのか伺います。

大きく2つ目であります。国民健康保険税について。

①次年度に向けた国保の動向についてであります。

国保は、無職（年金者）と非正規労働者が全体の7割を占め、低所得者が中心となっています。そうした中で、2018年度から始まった国保の都道府県単位化により保険税の引上げが行われ、加入世帯の暮らしと健康がより脅かされています。制度改革（都道府県化）が行われて3年目になりますが、現段階での評価と課題、次年度の国保税の改定について伺います。

②法定軽減と減免制度についてであります。

法定軽減を判定するため、国保加入者（世帯主及び加入世帯員）は、毎年、所得の申告が必要となっています。収入がない世帯も、未申告の状態では法定軽減が適用されませんが、本市の実態と対応について伺います。

国保法77条の保険料及び同法44条の自己負担分の減免制度及び新型コロナ特例減免の現況を伺います。

最後に、3つ目、介護保険料についてであります。

介護保険制度が始まり20年が経過しました。今では月額保険料は開始当初から比べて約2倍に引き上げられ、利用者負担額も利用抑制をもたらすほど強くなりました。保険料（第1号被保険者）は、市町村ごとに介護サービス量などに応じた定額保険料が設定されています。そして、

保険料の水準は、市町村介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとにサービス費用見込額等に基づき、財政の均衡を保つことができるよう設定することとされています。そこで第8期に当たり、保険料について伺います。

①本市の第7期における各所得段階の対象者の割合について伺います。

②本市の保険料の設定方式に最も影響を与えているものは何か伺います。

③第1号被保険者の保険料は、所得による保険料段階が限定され所得による負担格差が小さく、逆進性が高いと思いますが、保険料賦課の在り方についてどのように考えているのか伺います。

以上であります。答弁よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしく願いいたします。

それでは、1の①の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策としては、すぐに行うには物理的に難しい少人数学級という方法ではなく、3つの密を避け、マスク着用、手洗い、換気の基本を徹底することで対策してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

全国知事会・市長会・町村会の三者が連名で出した新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言、ここには「現在の40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することは困難で、子どもたちの学びを保障するためには少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要である」、こういうふうに述べられているわけであります。

そこでですね、特に教育者だった教育長にお伺いしますが、この緊急提言と同様の認識はお持ちかどうか、そこだけお聞きします。

議長（成田 義之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

教育長の齋藤です。

現段階でコロナのときに椅子や何かを離しながらやってみると教室いっぱいになって、非常に困難な状態は事実です。ですが、本議会からでも定数是正を要望していただいたということもあり、私どもとしては同じ気持ちではあります。だけど、これは何年か要望している中で、今まで何年間もそういうことをお願いしたけど、次の年にやっていただけるとか、そういうことではないもんですから、当面、いつになるか分からないということで、まずは今、課長が申したような対策でしのぎたいということでもあります。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

すぐにできるようなものではないので、当面はマスク、手洗い、換気でしのぎたいということだったと思います。

11月13日には来年度予算編成で文部科学省が要求している少人数学級について大臣の記者会見です、令和の時代の新しい学校の姿として、私としては30人学級を目指すべきだと考えている、こう述べられたわけであります。義務標準法を改正して40人学級から30人に引き下げるべきだという考えをこういう記者会見の中で明らかにされたわけであります。しかし、おっしゃられたように、いろいろなハードルがあるわけであります。

そういう中で、どうすればこの問題が前へ進むかというところだと思います。2001年の法改正によって、地方裁量で少人数学級が行いやすくなったことで、自治体独自の少人数学級、これも広がっているわけであります。しかし、国庫負担がなされなかったために地方負担となったことで、現実には様々な矛盾と問題が現れているわけであります。だから、法律を改正して、国の責任で少人数学級の拡大を進めるべきだという声をぜひ上げていただきたいわけですが、その辺の共通認識というのがあるかどうか、教育長にお聞きします。

議 長（成田 義之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

そのことに関しては共通認識を持っております。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。そのところの共通認識を持った上で、2番の回答を頂きたいと思います。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

②番の質問についてお答えさせていただきます。

良好な教育環境を確保するための学校規模と教育環境とは、子どもたちがお互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力を育めることのできる環境であり、集団として一定の規模が必要だと考えております。

また、本市の小中学校の学級数による学校規模の分類と学級数について、現時点において小学校は、西枇杷島小学校17クラス、古城小学校15クラス、清洲小学校28クラス、清洲東小学校13クラス、新川小学校16クラス、星の宮小学校12クラス、桃栄小学校12クラス、春日小学校15クラス、中学校は、西枇杷島中学校が12クラス、清洲中学校19クラス、新川中学校15クラス、春日中学校7クラスとなっております。

分類については、清洲小学校が大規模校で、清洲中学校と春日中学校が適正規模の範囲から少し外れておりますが、残りは全て適正規模の範囲内となっております。

次に、規模別校地面積、運動場については、各校が保有している面積は、全校ともに基準面積以上を保有しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今日、資料を皆さんのお手元に配らせていただきました。それで、今、学級数を言われたわけですが、令和元年度はもう既に終わったわけですので、令和2年度の5月1日現在ということで、私が今、皆さんにお渡しした学級数と今、述べられた学級数が違うわけですが、これは私は県の資料を見て5月1日現在と言ったわけですが、これは特別支援学級が入っているという数なんですか、県の資料を見て作ったんですけれども。

議 長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

私どもの今、申しあげました数字には、特別支援学級は入ってございません。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そしたら、これは5月1日現在の県の資料ですので、違いがありましたので、今、吉野課長が言われた数が今現在の令和2年度の数だということで理解しておきます。

それですね、改めてお伺いします。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、ここでは現状と課題の中で、今後2020年頃に一旦増加するものの、ほぼ横ばい状況で推移すると見込まれていましてと述べられているわけでありまして。

現実には推計よりも上回る増加をしているわけでありまして。資料を見ていただきたいわけですが、先日も、清洲小学校の空調設備に当たり、児童数と教室数が示されたわけでありまして。来年の令和3年は1千28人、35教室であります。そこで、さらに資料を見ていただきたいと思うわけですが、人口がどんどん増えてきている。まさにうれしい悲鳴であります。法令等から見た適正規模においてもですね、近々の対策が必要ではないかと思うわけでありまして。特に、大規模校という指摘もあったわけですが、私、今回、清洲中学校区に限って質問させていただいておるわけですが、下の棒グラフを見ていただきたいわけですが、これは11月1日現在であります。年齢が低年齢化するごとに棒グラフが伸びているわけでありまして。これはまだ11月1日現在ですので、0歳が増える可能性も大でありますし、大体、小学校に上がる前ぐらいに新しく転入されるとか、一戸建てを買われるとか、そういう方々の人数も例年増えてくるわけですが、こういった状況が伺えるわけですが、その辺についてどのように当局は捉えられているのか伺います。

議 長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

議員おっしゃるとおり、確かに、清洲地区、特に清洲小学校に限っては微増するという事は認識しております。しかしながら、教室数等については足りると見込んでおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この公共施設等の総合管理計画を策定し、公共施設の方向性は総量抑制、これを定めているわけであります。しかし、公共施設の再編と連携した適正規模、さらには適正配置を踏まえて、質と量の検討が必要ではないかと思うわけであります。子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現する、このことが大切だと思うわけですが、この辺についてはどういうふうに考えられますか。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学習集団の人数が少なければ成果が上がるものではなく、教科特性や児童生徒の成長段階に適した授業形態を工夫、指導方法等改善で成果が上がるものと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それは財布を握るところと言われるような発言でありますけれども、角度を変えて児童生徒の増加、今、棒グラフのお話をしましたけれども、当面続く対処療法のような中長期的な視点に立って、的確かつ計画的な対応が私は必要だと思うわけですが、小中学校の設置基準、文部科学省令に基づいて平成14年に制定されたわけですが、基準は学校を設置するのに必要な最低限の基準でありますけれども、先ほど運動場云々の話で基準は満たしていると言われたわけであります。新たに今後、敷地面積は書いておきましたけれども、大体35人学級でいくと、基準でいくと運動場は1万1千583平米これぐらいが必要と言われているんですね。先ほどの答弁だと、数でいったらどこも基準内だということを言われましたけれども、それは間違いないか、再度確認しておきます。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

清洲小学校については、今、保有面積1万630平米ございます。こちらのほうの表にもございますように、小中学校設置基準で721人以上は7千200平米と認識しておりますので、この数値は超えておると認識しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、運動場とか建物を混ぜた額じゃなくて、運動場とかいろいろ見ると、私は大きな課題が残されるのではないかということを感じるわけでありまして。学校の各規模の定義からすると、大規模校は施設の収容能力によっては是正を要する規模、それから、過大規模校、これは小学校では31以上であります。学校活動や学校運営に支障が出るため是正を要する規模、こう言われているわけでありまして。学校の適正規模を検討し、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を図っていくことが私は必要だと思うわけでありまして。

国の答弁では、学校規模の適正化を図るため、各市町村に対し地域の実態に応じた大規模校の分離を促進するよう指導してまいりたい、こういう答弁も過去に出されているわけでありまして。

学校の小規模化と大規模化が同時に進む状況、この清須市はそうではありますが、学校規模のアンバランスを生じさせて教育環境の不均衡の他、教育効果への影響も懸念されることから、教育の機会均等と良好な教育環境の確保に向けて学校の適正規模、適正配置の取組、これは絶対に必要だと思うわけですが、この棒グラフとかいろいろ見られて、学校間で教育環境に格差が生じないような必要な措置を講じることが私は求められると思うわけですが、先ほど「当面足りる」という答弁でしたけれども、それでいいのかどうなのか、再度質問します。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

確かに、おっしゃられることもございますが、次年度以降、タブレット端末を1人1台整備いたしまして、ICT環境の活用によって一人ひとりの反応を把握できる一斉学習や個別学習、全

ての子どもが情報編集を経験する多様な意見にも即時に触れられるなど、今までよりも主体的・対話的で深い学びの位置づけに向けた授業や指導方法の改善につなげることもできる可能性もあると思っておりますので、必ずしも今の規模がそういった形につながるとは思っておりません。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

小中学校は義務教育であることから、子どもたちの教育の機会均等を保障して一定の教育水準を確保していく、このことは行政の責務であります。教室の不足等によって教育環境の著しい低下、これを避けなければ、良好な教育環境の確保に向けての取組をしていく、このことが大事であります。それで、児童の受入体制の整備をしていく上で、私は、学校施設の整備、通学区の見直し、学校の分離・新設、この3つが対応としてはあるかと思うわけであります。多くの自治体はそういう対応を試みえます。

学校教育法第38条には、「市町村はその区域内にある学年齢児童を就学させるのに必要な小学校を設置しなければならない」、こう書かれているわけであります。そして、学校教育法の施行規則の第41条には、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」、こう定められているわけであります。児童数の増加が見込まれている清洲中学校区域においては、過大規模校に進んできておって、解消は待ったなしの課題だと思っております。考えられる多面的な方策の検討が求められるわけではありますが、保護者や市民との意見交換や合意形成、これを図ることが私は必要、そのためにも方針を持っていく、このことが私は大事だと思えます。

最後に、市長にお伺いします。

私もこの質問を何遍もやらせていただいております。以前の当局の答弁では、「できる限りの範囲で工夫して対応していく」、「学校の先生方がさらに研究をして対応しておく」、「近い将来にはそういったことも考えて、地域の方々、あるいは関係者の方々と意見を出し合って協議して、今後そういう適正な規模、適正な配置というのが必要であると考えております」、「今後は将来を担う子どもたちのために、次期学校施設の整備・改築を含めた学校施設の適正規模と適正配置について協議が必要であると考えております」、こういう答弁をいろいろもらってきました。こういう答弁の中で、人口が増えてありがたいことでもありますし、清須市で子育てしていこうと思っております、魅力あるまちづくりが進んできた、この1つの証でもあると思うわけあります。

それで、市長もこの人口の推移を見られて、以前、「トレンドを失わないようにこれからも頑張ってもらいたい」と、こう言われたわけでありまして。今後しばらく清洲小学校区において増加していく、こういうことがもう既に予想じゃなくて現実にあるわけでありまして。適正規模、適正配置の基本方針をもう協議していくことが近々の課題ではないかと思うわけですが、その辺、市長はどうお考えかお聞きします。

議 長（成田 義之君）

永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

清洲小学校が適正規模でないことは前々からずっとそういう状況ですので分かっておるんですけども、過大規模校でないことも事実ですので、その辺のところは、大規模校ということにはなるんですけども、長寿命化を決定したときに改築は行わないと、そういう判断の下で今、長寿命化をやってきています。

適正な学校については、私が今までお答えしたことはほとんどないと思うんですけども、教育委員会が今の状況で人口の推移を見て、清洲小学校については当面は過大規模校にはならんという判断もしておりますので、私としては今の状況について、1クラス、2クラス増えることはあろうとは思いますが、今の1学級の児童数、1年生35人ですか。30人になれば考えないかんですけども、恐らく、新聞の報道を読んでいますと、財務省は絶対それは認めないというふうに言っておりますので、30人には私はならんというふうに思っています。もし、法律に定められれば、それに従ってやっておくことは必要ですけども、今の状況ではこのままの推移を少し見ていきたいと思っております。

それで、今後、急激に増えるような要素がないとも言えませんので、さっき議員がおっしゃったように、例えば、通学区の見直しを行うとか、そういうことは日頃から、どういう状況になるか分からんところからも、日々検討は続けていかないかというふうに思っております、それは教育委員会にはお願いをしたいというふうに思っています。

以上です。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

予想じゃなくして、もう既に人口で産まれている方がどんどん増えているという現実があるわ

けでありますので、お母さん方に聞くと、小学校の、本当にこのまま増えたらどうなるんだろうといういろんな不安な声も聞くわけであります。ある意味、本当に清須市にとって未来が明るくなって、希望の子どもたちが増えているわけですから、その辺のトレンドを失わないように、市としてどういう方向でこの問題を進めていくのかということも多くの子育て世代が増えている自治体を見ると、提言なり見解なりをまとめられていますので、清須市はそういったものがないわけですので、そういった協議も進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

2つ目の回答をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。

2の①について答弁させていただきます。

制度改革から現段階までの評価としては、愛知県から毎年提示される標準保険税率に段階的に近づけており、併せて、一般会計からの税補填の繰入金も段階的に解消されていることから、当初の計画どおり達成できているものと考えます。

課題としては、愛知県が示す標準保険税率にはいまだ到達しておらず、今後も税率改正をしていくことが必要ではありますが、加入者への急激な負担を負わせないように、慎重に算定を行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

時間もないもんで端折って言います。

昨年度の改定、毎年毎年この4年間ぐらい引上げが行われています。昨年度の協議の中でも、県が求める標準税率にしていくためにいろいろ6年かけて上げていくんだということの中で、特に気になるのは資産割ですね、これをなくしていくんだというようなことも協議の中で言われておったんですけれども、来年度についてはこの分というのは、もしなくすとすれば所得と均等と平等にその分が上乘せされていくわけで、どういうふうに来年度の計画は考えられているのか質問します。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

来年度の税率算定につきましては、現在、県のほうからはまだ仮算定の数字しか頂いておりませんので、これを踏まえて試算のほうを進めております。

議員おっしゃられた資産割については、なくせるかどうかという検討もしておるところなんですけど、今年のコロナの情勢、その他を見て、収入が落ちるとか、そういうことを総合的に踏まえて、また判断したいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、言われた収入減の中で負担増の引上げ、私はぜひともやめるべきだと思うわけでありまして。保険税の引上げを行わない。まず、払える保険税にしていく、このことが必要だと思います。そのためには、法定外繰入れ、これを増やしていくことが重要だと考えます。

国保は国民皆保険制度を下支えする制度であって、退職後に75歳からの後期高齢者に移行するまでの間、国民のほとんどの人が通過点として加入するものであります。ぜひ、こういう国民皆制度の崩壊につながるようなことはやらないようにしていただきたいと思っておりますし、また、県はパブリックコメント、この回答の中で法定外の繰入れについて、衆議院の厚生労働委員会の中で、「市町村が判断すること。制度によって禁止することはできない」、こういう答弁があったことを県も触れられているわけです。また、繰入れについては、自治体によって昨年も増やしているところもあるわけでありまして。

国保は相互扶助ではなく社会保障である、こういうことを貫いていただいて、ぜひ頑張りたい、こういうことをお願いしておきたいと思っておりますが、6年やっていくという期限のとおりに今やってきていますが、県や何かも期限を明示していない繰入れを行っていくということも含めて、このコロナ禍での負担増はぜひ行わないように求めたいわけですが、これからのスタンスとしてどういう考えで協議していくわけですか。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

現在では繰入れを減らす方向で進めておることは事実でございます。それで、清須市は4方式で課税をしているところがありますので、なるべく所得その他に負担がかからないように、また、加入者の急激な負担にならないように慎重に算定を行っているところでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

現実を見て、しっかり協議を行っていただきたいと思います。

2つ目の回答をお願いします。

次に、②の質問に対し、篠田保険年金課長、答弁。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

2番目の質問について答弁させていただきます。

軽減世帯の実態は、令和2年度本算定時7割軽減1千716世帯、5割軽減1千96世帯、2割軽減899世帯、合計3千711世帯で、全体から見た割合は43.2%です。

本年10月末現在の未申告世帯は544世帯で、1世帯でも多く軽減が適用できるよう窓口等で申告勧奨を随時実施し、毎年申告をしていただかないと正確な課税ができない旨を説明し、未申告者の解消に努めております。

保険料の減免につきましては、火災による減免が4件申請があり、医療費自己負担分減免については、相談はありましたが、申請はございませんでした。

新型コロナウイルス感染症特例減免については、本年度9月末現在で申請件数104件、審査中27件、決定件数77件、減免決定額1千287万6千400円でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

軽減世帯も今、合計すると令和2年度で3千711世帯ということで、全体からすると4割を超えているように思われます。毎年の軽減率を調べてきましたら、年々増えてきておるんですね。そういう実態もあるわけですので、せっかく軽減という制度があるものですから、世帯の中

で前年度の所得に関する申告がない方がいるわけでありますので、確定申告や住民税の申告、これは必要なのも分かるわけですが、本市にもたくさんまだみえるわけです。未申告の方がいる世帯には国民健康保険料に関する申告書を送っている、そういう自治体もあると聞きます。せっかくある制度を利用しない手はありませんので、こういうところにぜひ手を差し伸べて、さらにお知らせもするわけですが、544世帯ですか、その人たちにどう働きかけるかというところをもう一工夫していただきたい。

それから、コロナ禍の下でこういう実態があるということは大変な状況になるんですね。ですので、来年度の保険税の見直しに当たっては、現状をきちっと把握して、法定外繰入れも行っていただいて、頑張っこの制度を守っていただきたいということをお願いして、そうなることによって財政的にも貢献するし、申告漏れが多いと市民の苦しみも、財政的なメリットも拡大してしまうということもありますので、その辺もしっかり把握していただきたいということをお願いしておきます。

以上で、国保については終わります。

3番目、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、3の①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

3の①についてお答えいたします。

第7期における各所得段階の対象者の割合が、令和2年4月1日現在、第1段階13.29%、第2段階7.26%、第3段階7.23%、第4段階13.58%、第5段階14.32%、第6段階14.18%、第7段階13.54%、第8段階7.76%、第9段階3.14%、第10段階5.7%となっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

こういう状況だということでもあります。

今日、皆さん方のお手元に細かい表もお配りしました。この所得階層をどう思われるかであり

ます。

第1号保険者の保険料というのは段階別定額保険料方式というもので、保険料総額を第1号保険者数の人数で割って得られた額を基準保険料としているわけであります。ですから、基準保険料は人数割であるから、加入者の所得と基準保険料との間には加入者の経済的状況、これが反映されていないわけであります。ただし、段階に分けられて段階ごとに基準保険料に積算する調整倍率が設定され、一見すると、所得の多寡に応じているようにも見えるわけですが、本市の場合、見ていただきたいのは、400万円が最高で、基準額の1.7であります。400万円以上は500万円でも1千万円でも5千万円でも保険料は同額で、年額10万5千600円であります。したがって、所得に対する実質的な保険料率、所得が上がるほど減少するわけであります。低所得者ほど負担が重い逆進性であると言わざるを得ないわけであります。

今どういう状況かという、お配りした裏面に朝日新聞の先日記事が載っておりましたので、掲載させていただきました。本当に大変な状況であります。こういう中で、端折りますが、まず、②と③の回答をいただきたいと思います。できたら簡略にお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問と③の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

まず、②についてお答えいたします。

第8期介護保険料の設定については、65歳以上の高齢者のうち後期高齢者人口が増加することでサービス利用者数も増加している影響があります。特に、本市の保険料の設定方式に影響を与えているものとして重度認定者の割合の増加や入所施設の増設があります。こうした状況下ではありますが、介護給付費準備基金等を活用し、被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう、介護保険料の設定を検討していきます。

③についてお答えいたします。

高齢者人口が増加する中、適切な介護サービスを提供していくためには、適正な介護保険料の設定による介護保険制度の維持が不可欠であると考えています。現在、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定中であり、賦課の在り方につきましても、策定委員会の中で検討し、決定していきます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

保険料の算定方式の中でこういったものが大きなウェートを占めていくかということではなされました。特に、今年は新型コロナウイルス感染症の影響も出ているわけであり、そういう中で重度認定者も増えてくる可能性もあるわけであり、リハビリ等に通うことができないとか、いろんなことがあるわけです。

第8期の第5章 介護サービスの実施目標、ここの介護保険料の算定の手順に示されているように、いろいろ見える化システムで将来の推計機能を使った推計が今、簡単にできるようになったわけですが、2025年の推計がどこの自治体も出てきておるわけであり、そういう中で、本当に今日お配りした新聞に書かれているような実態が出てきて、まず制度自身の問題であります。そういう実態の中で地方自治体として住民福祉の充実、市民を守っていく立場でどうしていくんだというところがあるわけであり、

基金の問題も言われました。冒頭、私が申し上げたのは、今日は介護保険料に絞って質問させていただいておりますけれども、保険料、これは400万円マックスであります。やはり多段階化して、低所得者なり守っていくような、いろいろ考えていく、このことが大事だと思うわけですが、その辺については、当局としてはどういうふうにお考えか質問します。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

現在、第8期介護保険事業計画を策定中でありまして、その中で所得段階につきましても各段階の対象者数・所得基準額等の変更による影響額を精査し、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

影響額はいろいろじゃなくして、やはり保険料とかサービスでこれだけは必要だということでは割り算していくわけですので、そこの配分の問題でこれは逆進性だということを私、言いたいですよね。その辺で基金も活用するんだけれども、この10段階で400万円マックスというのはいかがなものかと、そこは多段階化していくことがまずはできるんじゃないかと。今の制度の

中でそれぞれの自治体での裁量でありますので、この点については、審議会の協議をする前に
当局としてどうお考えかということをお聞きしたいんですけど、部長、目が合いましたので。

議 長（成田 義之君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

健康福祉部長の河川です。

今、議員が言われましたように、負荷の在り方については、当然これは国のほうで示してきた
賦課の方法です。議員が配られた一覧表を見て、一目、金額も違いますし、また段階も違う。

10段階のところもあれば17段階のところもある。そういった違いがありまして、清須市とし
てどうなのかというところについて、まさに議員言われるように、今、課長が申しあげましたよ
うに、いろんな想定をしながら、そして清須市にとって何か一番いいのかということについて策
定委員会と検討をしながら決めていきたいというふうに、先ほど課長の答弁にあったとおりであ
ります。

以上です。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

何がいいかは、やはり払える人に払ってもらうことが一番いいと思いますので、その辺、多段
階化に向けてお願いします。

以上です。

議 長（成田 義之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 20番議員（浅井 泰三君）登壇 >

20番議員（浅井 泰三君）

議長のお許しを頂きましたので、9番目に浅井泰三です。

それでは、私からは、安全で安心なまちづくり、このことで一貫して申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの終息を見ない昨今において、第3波の襲来との報道は購読や視聴率のア

ップをもくろんでか、非情なまでにかまびすしい毎日であります。

このような状況下にあつて、本市においても一部苦情まがいの声も多く聞かれ、ややもすると情報開示までも迫るに至つては、地域の崩壊を招きかねない様相を呈しているのではと危惧するものであります。こんなときだからこそ風評に惑わされず、しっかりと地に足の着いた行動を共にして行かねばならないと思います。コロナ対策には、市長を始め当局のご努力に敬意を申し上げます。

そのことを踏まえ、より安全で安心なまちづくりには1つずつできることをしっかりと進めていくことが大切であると考え、乱雑ではあります、本年懸念された事項について、お伺いします。

①老人施設や医療関係への面会等含めPCR検査補助の役割は果たせるのかということでございます。

②東海豪雨を風化させない事業の本年未実施の対応はということ。中止されたものの、対応でございます。

③公園等の不審者情報が多く、先ほどの山内議員の質問とも3番、4番かぶりますが、抜本的な対策が必要ではないかと思うところであります。

④「ご意見メール」の現況とその対応の状況はと。特段これは交通状況の要望から、住宅密集地等における通過交通への対策についての考えまででございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の質問にお答えをいたします。

今回実施を予定しているPCR検査補助につきましては、国が実施する令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業を活用し、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防及び無症状時の不安の解消を目的に、行政検査の対象にはならない方で検査を希望する65歳以上の方と基礎疾患を有する方が受けるPCR検査の費用の助成を行う事業です。

本事業の検査結果が陰性となった場合においても、その結果を持って老人施設や医療機関が面

会を可能にするかどうかは各施設の判断となりますが、先ほども申し上げましたように、行政検査の対象とならない方でコロナウイルスの感染の不安を感じた高齢者等への方々の不安の解消の一助になるものと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

このことについては、せっかくやっただけの制度の中で、僕は、今の老老介護やお連れ合いが高齢で、今、面会もままならん状況にあって、PCR検査がそこで陰性が確定すれば少しは面会に行けるのかなとか、そういうことに活用できないものかということでお聞きしたんですけど、それは各施設の判断になるわけですか。いかがですか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

近隣の医療機関のほうに現在の面会の状況を確認いたしました。短時間の面会をやっているところは少なく、テレビ電話やオンライン面会という形での面会が多く、このPCR検査の有無で面会を許可しているところの医療機関や施設はございませんでした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

これは回答よろしいですけど、僕はてっきり早とちりして、このPCR検査補助が出る。お年寄りほとんどPCR検査をやっていただいて、本当に面と向かって面接できない医療施設、介護施設でほったらかしたままだと。これ幸いに、会いに行かない人もおるかもしれんけども、せっかくの制度を利用していただきたいなと思ったんですけど、またそういうことを要望していらっしゃる方は多いということで、またお願いしたいと思います。

以上で、2番目で。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、②の質問についてお答えをいたします。

東海豪雨から20年の節目として今年度予定していましたが市民の語り部による大型紙芝居の読み聞かせを始めとした東海豪雨20年事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により全ては実施することができませんでしたが、東海豪雨20年に関することについて、新聞やテレビなどマスコミに多く取り上げられ、市民の皆さんにも関心を持っていただけたのではないかと考えております。

しかしながら、市内において東海豪雨を知らない若い世代の方々が徐々に多くなってきており、災害の記憶を風化させないためにも、今年度未実施の東海豪雨20年事業については翌年度に実施したいと考えておりますが、新型コロナウイルスの感染状況が不確定であるため、状況を見ながら考えてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今年度の未実施事業といいますか、節目にやることができなかった。次年度実施する場合、どのような形というか、事業内容を絞ってやるのか、新たな事業をまた計画するのか、そういったことをお答えいただけますか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今年度、東海豪雨20年事業で実施できなかったものについて次年度に実施する場合は、同様の内容で実施をしたいと考えておりますけれども、場合によっては規模を縮小して実施することなども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

先ほどの答弁で新聞やテレビにも多く取り上げられた、思った以上に各マスコミが東海豪雨を取り上げていただいて、再度認識された方が多くみえると思うんですね。僕はコロナ禍で市内の小中学校の、要は東海豪雨を経験してない、そういう子どもたちが今回の、多分、好きな番組の合間にニュースの1つも見たとと思うんだけど、また学校でも奨励したと思うんですけども、そのようなところに対して児童の反応というか、そういうものはいかがでしたか。

議長（成田 義之君）

教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

ただいま学校の児童での影響ということですが、本年度は一部となってはしまいましたが、大型紙芝居の読み聞かせを鑑賞したり、今、おっしゃられましたテレビ等で報道された内容などを社会学習などで紹介させていただく中で、特にここ数年来、日本各地で集中豪雨などの被害のニュースなどを見聞きしていることからか、水害の恐ろしさを身近に感じている児童が非常に多かったようです。特に、この地で起きた東海豪雨の話題につきましては、どの児童も真剣に耳を傾けていたというような報告も受けております。

特に、西枇杷島地区の小学校におきましては、社会で水害について学習した後に、家から水害の写真を持ってきた子どもさんがいたり、体育館が今でも残っているんですけど、水害の跡を見まして、実際にここで起きたということについて驚いている児童が多くいたという報告を受けております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

このことに生徒さんにはぜひ風化させることのないように、時々そういったことを思い出させていただいて、今後やっていただきたいなど、これは要望で。

もう1つ、前にも申し上げて、くどいようで悪いけども、小中学校において水害を想定した避難訓練、これは横移動とか縦移動とか、そうしたことをお願いしたところ、一度考えてみますということだったものですから、もう一度このことについてご回答を。

議長（成田 義之君）

齊藤教育長、答弁。

教育長（齊藤 孝法君）

このことにつきましては、浅井議員がおっしゃられたことで、改めて校長会等で、地震だけに着目するのではなくて、水害も併せていろんなことを考えていかなきゃいけないし、そのことによって道路が切断されたりとか、そういうこともあるので、そういうことも含めて学校で指導するように指導してきました。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

実施していただいたということですね。ありがとうございます。

次、お願いします。3番目。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、榎本総務課長、答弁。

総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

③の質問に対しまして答弁いたします。

不審者情報でございますが、きずなネット、すぐメールによって情報提供をさせていただいている件数で答弁させていただきます。

直近の3年のデータで平成30年度29件、令和元年度18件、令和2年度11月末までで31件となっており、前年同時期比で約2倍の情報が寄せられています。

しかしながら、メール等を利用した一斉に不審者情報が共有される仕組みにより防犯意識が高まったことで、従前は見過ごされていたことも通報され、多くの情報が集まっていると分析しております。

不審者情報として寄せられるのは、声かけ、盗撮、つきまといですが、この延長上の犯罪行為と言われる強制わいせつにつきまして、10月末時点の発生件数は愛知県全体で昨年比14.9%の減少、西枇杷島警察署を含む西尾張部警察署管内では18.2%の減少をしております。

以上を踏まえて、不審者情報の増加が顕著であります。この数字と実際の不審者の数が同じであるとは考えていないことから、引き続き、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

先ほどの山内議員の数字なんだけど、犯罪者として実際に検挙された人はいるんですか。いかがなんでしょうか。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

この中の情報の中から検挙されたという情報は、私どものほうでは把握しておりません。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

それが犯罪に結びつくおそれというのは、実際の犯罪に例えばかどわかされたとか、いたづらをされたとか、暴行に遭ったとか、いろんな要素が予想されるわけですよね。今、下火になったからというのは、ただ私どものメールには、これはどういう兼ね合いか分からんけど、しょっちゅう不審者がおった、黒色の帽子をかぶったとかね、その人たちを私どもは不審者メールとして受け取ってどうすればいいんですか、具体的に犯罪に結びつかないように。見とるだけかね。

議長（成田 義之君）

榎本課長。

総務課長（榎本 雄介君）

そのような情報は基本的には小中学校の児童生徒から学校、そして警察、私どもを通して配信されております。

その情報が全て不審者でないということでお答えをさせていただいておりますが、中には、おっしゃられる中で誤報と言われるもので、例えば、今、スマートフォンの普及が進みましたので背面にカメラがついておりますので、それを見せることによって盗撮をされたであるとか、今、若者の中でSNSを投稿するために撮影行為をしている、そういうものを不審な行動と捉えるというようなこともゼロではないと承知しております。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

だったら、お互いが不審者になっちゃうじゃない、あなたの言い方だと。不審者を写そうとした人が今度は不審者になっちゃうわけでしょう。それを地域の人みんなで見守りましょうと、どうのこうの言うんだったら、そうなってきたら監視カメラは必要ですよ。じゃないんですか。

カメラについては丹羽危機管理部長に随分よく言っただけで、今回、山内議員のほうからもそういう要望があったということで声が大きくなりましたのはご無礼なだけ、そういうことを考えていくべきじゃないですか。いかがですか。

議長（成田 義之君）

丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

従来、浅井議員から、公園を中心に防犯カメラの設置ということで、非常に必要だとは思いますが。山内議員の当局からの答弁もありましたように、設置するのは、もちろんそれは一番いいことなんですけども、地域の防犯意識を一緒になって相まって高めてくださるというのは最善の方法だと思っておりますので、最終的にはカメラがどこでも公園には設置しているという市民の認識が必要だと思っておりますので、段階的に設置していく必要はあると思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

段階的と言つとる段階ではないと思うんだわ。地域の人を見守りって言ったってさ、24時間ずっと見とるわけにはいかんわね。僕も不審者メールがあったら、そこへ駆けつけたりしたことがあるわけ。反対に俺が不審者に思われちゃうわけだわ。だったらカメラで白黒つけようやないかと、こういうことだと思うんだわね。

先ほど長谷川次長のほうからも、公園をきれいにしてどうのこうの、見通しよく、今、すかさずかに垣根も刈り取って中を見れるようにするとか、いろんな安全対策はやっていただいておりますけど、結局、我々の地域の力でどうのこうのと言おうが、本当に犯罪者は犯罪者で目を盗んでやるということだもんで、だったら、この際、地域の要望とか要請とか、今の200万円の予算

とかどうのこうの言っとらずに、公共と同じでカメラをつければいいじゃない。段階的にとおっしゃられるんだったら、部長は一体何年ぐらいをもってやられるんですか。来年は1台、再来年は全公園に1台ぐらいつけようかとか、死角があつていかんで、5年後には全方向から見れるようにするとか、いかがですか。

議長（成田 義之君）

丹羽部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

公園といいまして市内には小さい公園から大きい公園約100か所ございます。都市公園といいまして、大体それが50近くございます。恐らく大きい公園から小さい公園まで全て必要だとは思いますが、防犯カメラを設置していくに当たっては、市も主体となっても大事だと思うんですけども、地域の方々と一緒に相まって設置するというのは私どもも何度も申し上げております。

防犯カメラというのは犯罪を抑止するという1つの性質のものと、ただ、起こってはいけないんですけども、犯罪が起きたときの証拠の決め手となるものだというのは十分承知しています。そんなところで、あつたほうがいいのは決まっておりますので、いつ、段階的にというのは、地域の人たちの機運が高まりつつ、それを市民の人たちと行政と一体となつてつけていくという考え方で、具体的な年数等は言えないんですけども、徐々につけていきたいというのは大事なことだと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

力強いお答えとはいえ、いつ頃までに、ここ二、三年にはそういうことを部長会で、安全会議の中でやらせてもらわんと、地域に頼つとつてはね。土曜日のお昼とか、日曜日のお昼はみんなおるでええわ、たくさん目があるで。だけど、そんなところで犯罪者がちょっと写真撮らせてね、そんなことやるわけないよね。だったら、僕は次にそういうものを確定するようなことで、ぜひ取り入れていただきたい。

先ほど課長も地域におんぶに抱っこといいますか、あくまでも地域が主体でそういうものを考えていついていただいて、予算化したらんだでどんどん申し込んでほしいということですけど、課

長にもお伺いしますけども、本当にその地域の人が犯罪抑制に、今もいろんな防犯活動をやって見守り隊やら、いろんな人がみえますけど、本当に抑止になると思います。本音でおっしゃっていただきたいと思います。

議 長（成田 義之君）

榎本課長、答弁。

総務課長（榎本 雄介君）

抑止力になっておると考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

だとしたら、我々議員と我々というより他の人、多分、私の考えにある程度賛同していただける方はみえると思うんだわね。少なくとも山内議員はそうだし、我々の気持ちと随分乖離しとると思うんだわ。これは本当にできるまで、口幅ったい言い方になるけど、そんな考えで地域の人とは接しないと思う。これから清須の中で安全・安心、いろんな工事やいろんなことがある中で、やっぱりいろんなことを地域の人と話し合ってやっていかないかん時代に、あんたたちが全部安全・安心を公園で見ようと言ったって、先ほどの話やないけど、やっぱり公園も公共よ。駅や駅前通りと変わらんわけやわ。そんなところには監視カメラが必要なんですよ。何か起きてからでは遅い。あつてはいかんけども、あつたときどうすんのやと、僕は市長や副市長にも尋ねたい。ここはぐっと我慢して、時間もないので4番目に行ってください。

議 長（成田 義之君）

副市長、答弁。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

議員がおっしゃるとおり、公園が夜になると危険な地区になるというようなことで、我々も警察と協力して、そういったところの警邏というのもお願いしとるところではございますので、今、本当に皆さん、携帯を持って110番通報等、手軽にできるということもあつて、警察の出動件数というのは非常に多くなってます。そういったところも含めて、重点的に警察含めて、警邏していただけるように、私どもは今の段階では十分行っていきたい、協力をお願いしたいという

ふうに考えています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、初めに石黒企画部次長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課長の石黒でございます。

4番の質問に対してご答弁させていただきます。

ご意見メールや声のポストは市民からの苦情、要望や相談事項を受け付けて、その内容を所管課で処理するための情報ツールと考えております。

その中で、ご意見メールは市政に関する照会、提言や要望、苦情等があり、令和元年度実績で178件頂きました。特に、提言や要望では水害対策やカーブミラーの設置など、防災・防犯関係、ごみの不法投棄や悪臭などの環境関係、道路の夜間照明など、多岐にわたっています。

頂いたご意見は内容ごとに所管課へ転送し、回答を希望される方には担当課より対応等について回答を行うなど、迅速な対応に努めております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

続いて、榎本総務課長、答弁。

総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

生活道路の交通安全対策は、道路管理者によるもの、警察によるもの、いずれにいたしましても規制や制限をかけるということになりますので、地域住民の総意による要請があれば関係機関と連携して対応していくものと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

僕が今回この質問をさせていただいたのは、ご意見メールや何かが、ややもすると相互の意見の食い違いといいますか、当局が要望している、例えば、地域の代表のご意見を伺ってくださいとか、もっといえば、ブロック長のはんこが要りますよとか、そういう細かい点において要望し

の方が意見の相互といいますか、食い違いによって、そういう案件がたなざらしになっているものはないかということで、意見メールに対する内容をお聞きしたわけなんです、いかがなんですか。それはないですか。

議長（成田 義之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

ご意見メールにつきましては、回答が欲しいとご希望された方に関しまして、回答を作成して、市長、副市長の決裁を受けた上で返答しておりますので、そういった行き違いはないかと思っております。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

お言葉だけど、迷惑かかっちゃいかんもんですから言わないですけど、ある地域で1年半ほどずっと意見がもらえんという話があった。よくよく調べると意見書が来とった。ところが、当局は、これは地域の代表のはんこが要りますよとかいうことで、フィードバックしたみたいだけど、ご本人は何のことか分からんかって、日頃からの地域活動をあまりやってみえなかったのか私は存じ上げんですけど、そんなようなやりとりがあった中で、途中で中断してたなざらしということがあったんですけど、これは今回だけの特殊な件ですかね。であれば、これ以上のことはいいませんが、いかがですか。

議長（成田 義之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

そのケースにつきましては、詳細については把握しておりませんが、一度は必ず回答させていただきますので、その後は担当課が直接その方とお話をしています。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

だから、僕はね、要は、必ずフィードバックしとるけども、それはできる、できんということ、を必ずフィードバックしとるということですね。そういうことですね。

議 長（成田 義之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

そのとおりでございます。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

分かりました。

では、そのように今回の意見を言われた方には申し上げておきます。

もう1つ、今の交通事情の要望ということで、これは各議員からもこれまで何度もゾーン30の規制をかけたらどうか、いろいろ言われておるんですけども、しかし、そんな簡単にはいかないということは、今まで何人もの議員がそのことを要望しながら、今回、西柞地区以外にできないということは相当な難しい点があると思うんです。僕はせめて30キロ規制、これは美濃路街道とか、そういうところには30キロ規制が結構ありますよね。これはどのようにお考えですか。せめて交通事故から守ってもらうということで、速度を下げる、こういう規制をかける、これはゾーン30と30キロ規制というのは同じところの要望なんですか、公安なら公安とか、いかがですか。これはどなたか。

議 長（成田 義之君）

永渕建設部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

ただいま30キロ規制とゾーン30ということですけども、30キロ規制の場合は、その路線においてかけるものだというふうに認識しておりますし、ゾーンというのは、ある程度、地区を限定した中でかけていくものという認識をしております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ここの地域の人にはゾーンじゃなくて、この通りだけでも30キロにしてくれと。これはブロック長なり総代がまとめて話を。これは部長のほうで対処していただけるわけ、30キロ規制に。

議長（成田 義之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

今の交通の規制の関係につきましては、先ほどもお話があったように、公安委員会というふうになりますので、公安のほうに地元からのそういう要請があるということを取りまとめた中で、こちらのほうからお話をするということはあると思います。ただ、それがされるかどうかというのは公安のほうの判断ということになります。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ゾーン30のことは大変なんだけど、ゾーン全体にかけないかん。だけど、1本だけ30キロ規制というのは、部長ね、その公安にとって我々が要求すればハードルの低いもんなんだろうか、どうなんだろう。

議長（成田 義之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

警察のほうもそういう規制をかける場合、いろんな車の流れだとか、そういったことも見た中でかけていくんだと思います。一部分だけの規制をかけたことによって、それが本当に守られる規制なのかどうかということも、規制をかける上では守られないような規制というのはなかなか難しいものですから、そういったことも勘案した中で、いろいろ総合的に判断した中で規制をかけられるべきというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、多分なかなか難しいとかおっしゃられると思うんだけど、今のゾーン30のほかに全国の例を見ると、30キロ規制もどうのこうの、ごちゃごちゃ言って、ちっともできんと。見てたら、キッズゾーンというのが全国のひもといったら、そういうところがあるんだわね。要は、子どもたちを守るために、そこの子どもの通るところだけキッズゾーンとって、何でもかん

でも規制をかけるのはいいか悪いかは別にして、だけど、交通安全をやってもらう、これはそういうものも規制をかけるのも大事かと思うんですけど、このキッズだで多分学校だと思うで、教育課のほうだと思うんだけど、どうなんですかね。いかがですか。

議長（成田 義之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

教育長の齋藤です。

ゾーン30は地域全体ということで、生活習慣の中で非常に危ないというところがゾーン30で、今、学校に関わる場所だと通学路がその大きな問題になってくると思います。キッズ規制はこの地域の中では今のところないと思います。私が知らないかもしれませんが。清須市内ではないと思います。ですから、今後、ゾーン30でできない。ゾーン30だと地域全体になっちゃうもんですから、通学路の中でどうしても危険で危ないというところがあったら、そういう制度があるなら、正直なところ、私、キッズゾーンのことはあまり知らなかったもんですから、あるなら研究して、前向きにお願いをしていきたいということを思っております。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

永渕建設部長、僕は、ハードルを下げていって、公安が30キロなら認めるわと。実際認めるところはいっぱいあるでね、30キロ規制が。ところが、前に聞いた話だと、交通の流れがどうか、遮断をするとかどうのこうのって言われたと、そういうことも聞いたことがあるんだわね。それが駄目なら、キッズゾーンでその部分だけ安全を設けるとか、これはどういう条例か何かで要るのか、それとも公安が認めないかんのか、それは分かんですけども、ぜひ、研究いただきたいなと思うんですよね。

もう1つ、通学路という看板があっちこっちに、子どもの通学路ありますよね。ところが、7-9の規制が終わったのに、まだ7-9の看板があるとかね、多分、今、清須市内にはないと思うんだけど、ただ、通学路の看板は消えちゃって何の看板か分からんぐらい文字が見えないくらい消えかかるとるのがある。これは間違いない。こういうものが、先ほど楢本課長が言われるように、カーブミラーや何かが見通しが悪いというなら、そういうものをまず外してもらわないかん、要らんものは。必要なら替えてもらわないかん、通学路で。全く読めないものがあつ

ちこっちにある。それはいかがですか。どこで早急に調べてもらえるのかな。通学路で看板なんてこっちか、部長のとこだわね、きっと。

議長（成田 義之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

通学路については建設部ではないですけども、そういった標識がもしあるのであれば、また市の中でも共有した中で、そういったことについての点検なんかはしていきたいというふうに考えております。

議長（成田 義之君）

教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

申し訳ございません。通学路等の今おっしゃられたようなところも現状あると思っております。今、通学路交通安全プログラムというような形で、学校は特に夏休みを中心に通学路の点検を実施したり、そういったようなもののデータも集約して、愛知県土木課、または警察、総務課、学校、いろいろなところで集約をして、今、申しました通学路交通安全プログラムというもので再点検を行いますので、そういったところで取りこぼしてしまっているようなものもあると思いますが、そういった情報を頂く中で修正していきたいと思っております。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

浅井です。

ぜひ、見通しの考えからいえば、不要なものはどんどん外していただきたい。見苦しいしね。僕なんかね、見て、これは何の看板だろうと思って、多分通学路によく似とるで、その看板かなというような、それくらい判別しにくいものがある。

もうやめようと思ったけど、最後に副市長、僕、安全・安心をインターネットで調べとったら中央車線ね、例えば、そこの豊町の前のうちの駐車場との真ん中を間を走ると、あの中央車線が消えとるで描いてくれってこの間も要請しとったんだけど、中央車線を描かんほうが安全だいうて、この間、出てきたんだわ。それとわざと描かない。ということは運転手は中央車線あるも

んで、へっちゃらでスピード出すけど、ないからスピードを緩めるというのはね、これは公安が
いいか悪いか、その判断はどうなっとるか知らんですよ。それを1つの課題としてお答えいた
きたいのと、もう1つは、先ほどの犯罪抑止効力として、地域住民じゃなくて、今度は職員の皆
さんの公用車をね、市長の車までそんなことをせよとは言わんけども、公用車を白黒に替えただ
けで、そこの犯罪率が半分になったと言うんだわ。ここにも見えるけど、青パトに乗って一生懸
命回れば、それだけで抑止効力があるというんだわね。公用車もツートンにして、上を白、下が
黒、もちろんパトカーに替えたらいかんけども、それだけで犯罪が半分になったまちがあるとい
うんだわ、インターネットで調べたら。どうですかね。一度、清須市やこの周辺で画期的なこと
で、本当に下がればさ、だけど監視カメラをつけてもらわないかんよ、これをやったといっても。
それはそれとして、どうですかね、副市長、その考え、お答え聞いて。

議 長（成田 義之君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

最初の道路のセンターラインの話は、センターラインが描いてあるやつが薄くなっとるやつと
いうのは、もちろんセンターラインを復旧させるために道路管理者を通じてセンターラインを引
いてもらうようにしていきたいというふうに思ってます。

そこで、例えば、スピードを抑止したいというようなところが、先ほどの話じゃないんですけ
れども、地域住民だとか、車に乗ってみえる方だとか、あそこは危ないよというような話が多い
というようなことになれば、今、立体的に見えるようなものも研究をさせて、市道であればそん
なところも含めて研究をさせたいなというふうに思います。

パトカーについては、そういったところがあるということでしたら、少し管財の担当のほうに
調査・研究させたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了といたします。

残りの方については、明日、12月4日（金）午前9時30分より再開いたしますので、よろ
しくお願いいたします。

これもちまして、本日は散会といたします。

早朝より、大変ご苦勞様でございました。

(時に午後 3時41分 散会)